

---

# 北斗市こども計画・ 第3期子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》

---

案

北 斗 市



## 目 次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>	<b>1</b>
1 計画の背景及び趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の対象者.....	4
5 計画の策定体制 .....	4
6 子ども・子育て支援をめぐる国の動向 .....	5
<b>第2章 北斗市の現状 .....</b>	<b>7</b>
1 人口の推移 .....	8
2 年少人口(0～5歳)の推移 .....	9
3 子どもがいる世帯の状況 .....	10
4 婚姻と離婚の状況 .....	11
5 出生の動向.....	13
6 女性の就業状況 .....	15
7 教育・保育施設の状況.....	16
8 学校等の状況.....	17
<b>第3章 アンケート調査結果の概要.....</b>	<b>18</b>
1 子ども・子育てニーズ調査 .....	19
2 子どもの生活についてのアンケート調査.....	21
<b>第4章 第2期計画の実施状況 .....</b>	<b>23</b>
1 児童数の状況 .....	24
2 教育・保育事業の状況.....	25
3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	26
4 子ども・子育て関連施策の取組状況.....	32
<b>第5章 計画の基本的考え方 .....</b>	<b>33</b>
1 基本理念 .....	34
2 基本方針 .....	35
3 基本目標.....	36
4 施策体系 .....	37

## **第6章 こども施策の展開 ..... 38**

---

基本目標1 こどもの権利の保障と意見の尊重.....	39
基本目標2 地域における子育て支援の充実 .....	40
基本目標3 安心してこどもを産み育てられる環境づくり .....	44
基本目標4 生きる力を育む教育とこども・若者の健全育成の推進.....	47
基本目標5 安全で快適な生活環境の整備.....	50
基本目標6 支援を必要とするこども・若者や家庭の支援.....	52

## **第7章 子ども・子育て支援事業計画 ..... 55**

---

1 子ども・子育て支援制度の概要.....	56
2 教育・保育の提供区域.....	58
3 児童人口の将来推計 .....	59
4 教育・保育事業の提供体制 .....	60
5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....	61
6 教育・保育の一体的提供の推進 .....	67
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	68
8 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実.....	68

## **第8章 計画の推進 ..... 70**

---

1 市民や地域、関係団体等との連携 .....	71
2 庁内の推進体制 .....	71
3 計画の周知.....	71

## **資料編 ..... 72**

---

北斗市子ども・子育て会議設置要綱 .....	73
北斗市子ども・子育て会議委員名簿 .....	75
計画策定の経過 .....	76
ニーズ調査結果について .....	77
子どもの生活についてのアンケート調査結果について .....	85
用語の解説 .....	95

## 第1章

# 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景及び趣旨

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期(昭和22年～昭和24年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(昭和46年～昭和49年)には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計による令和5年の出生数は72万7,288人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

また、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和5年には1.20と過去最低となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法(平成27年施行)に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、令和5年4月には常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、「子ども家庭庁」が発足しました。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「子ども基本法」が施行され、市町村における子ども施策についての計画(以下、「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めることになりました。

一方、本市では令和2年度に「第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域での子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

「第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度末に終期を迎えることから、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「第3期北斗市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「市町村子ども計画」として「北斗市子ども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

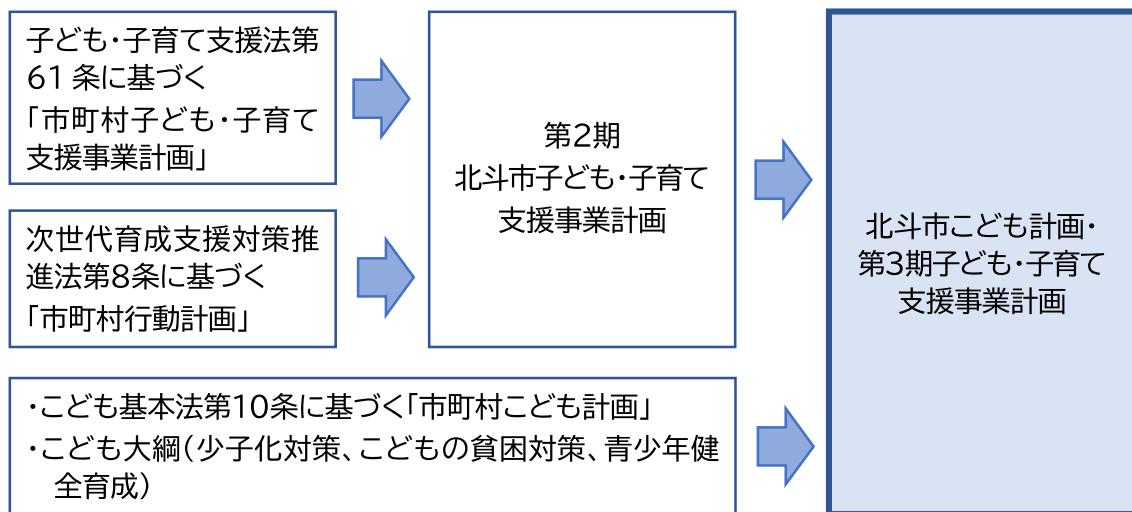
## 2 計画の位置付け

本計画は子ども基本法第10条に基づく「市町村子ども計画」と併せて、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定した計画として策定します。

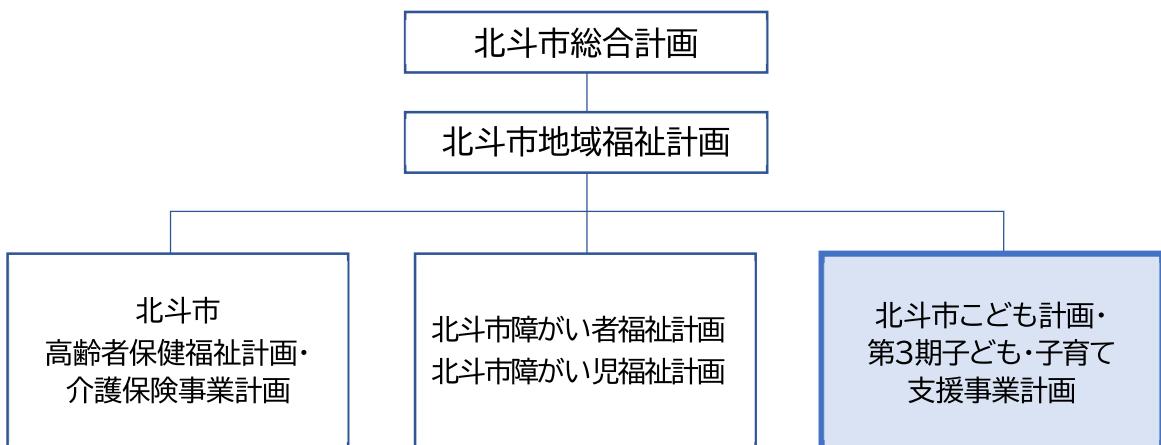
また、市のまちづくりの総合的指針である「北斗市総合計画」や「北斗市地域福祉計画」を上位計画として、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。

本計画は、国のことども大綱やことども基本法を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、子ども施策を総合的に推進するものです。

## ■北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画の位置付け



## ■北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画と他計画との関係



## 3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

計画期間中は、随時事業計画の評価を行うとともに必要に応じて見直しを検討します。令和10年度からの後半の2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第2期 北斗市子ども・子育て支援事業計画					北斗市こども計画・ 第3期子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

## 4 計画の対象者

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

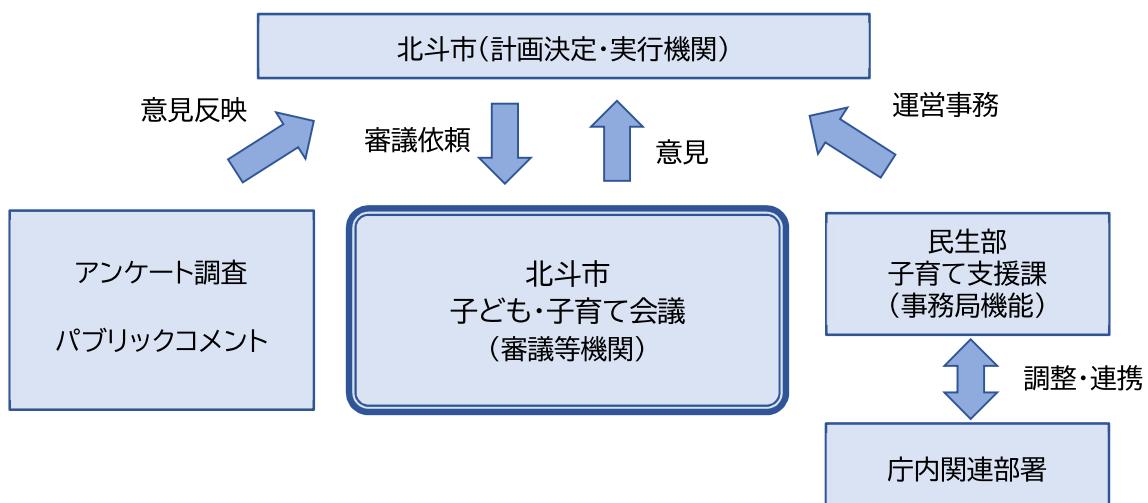
本計画においても一定の年齢上限は定めないものとしますが、こども施策として取り組む施策や事業は主におおむね30歳未満を対象とすることとします。

## 5 計画の策定体制

### (1)子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、北斗市子ども・子育て会議を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

#### ■計画策定体制のイメージ



### (2)アンケート調査の実施

本計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況、サービス利用のニーズを把握することを目的に、就学前児童・小学生のいる全世帯を対象とした「子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

また、市内の児童生徒の生活実態を把握するため、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生世代の児童生徒全員を対象とした「子どもの生活についてのアンケート調査」を実施しました。

### (3)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民からの意見を反映させるためパブリックコメントを実施しました。

## 6 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

### (1)これまでのこどもに関する福祉行政の取組

近年の我が国の子ども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、子どもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

#### ■子ども・子育て支援を取り巻く主な法令等

- ・**少子化社会対策基本法(H15.9.1施行)**
  - ⇒ 同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- ・**次世代育成支援対策推進法(H17.4.1施行)**
  - ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
- ・**子ども・若者育成支援推進法(H22.4.1施行)**
  - ⇒ 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」(H22.10)策定
- ・**子どもの貧困対策の推進に関する法律(H26.1.17施行)**
  - ⇒ 同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」(H26.8)策定
- ・**子ども・子育て支援法(H27.4.1施行)**
  - ⇒ 同法に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定義務化

### (2)こどもを取り巻く環境の現状

前述のとおり、我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、子どもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立などこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

### (3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

#### ■こども基本法の概要(地方公共団体関係部分)

##### ・定義(第2条関連)

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

##### ・地方公共団体の責務(第5条関連)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### ・都道府県こども計画等(第10条関連)

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

⇒ 既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能

##### ・こども等の意見の反映(第11条関連)

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章

# 北斗市の現状

## 1 人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年の45,878人から令和6年には43,253人となっています。

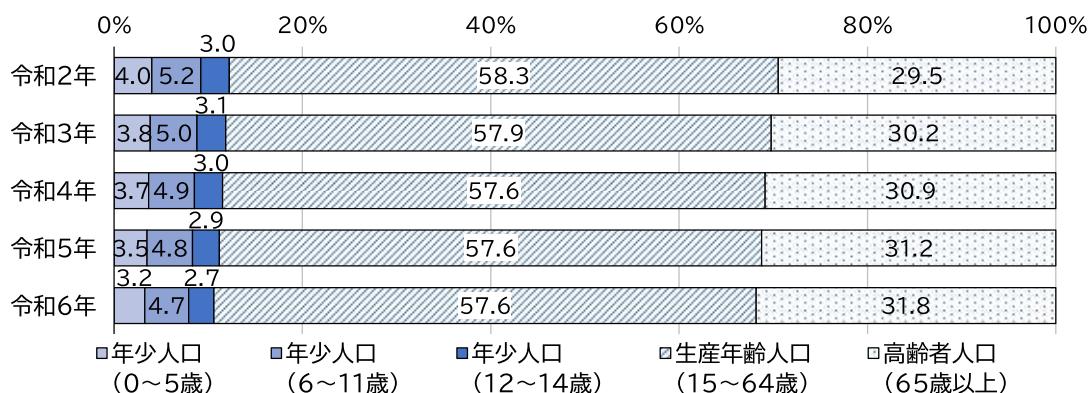
人口を年齢区分別でみると、年少人口の3区分いずれも減少しており、0～5歳では令和2年から令和6年にかけて439人(23.9%)減少している状況です。

### ■総人口及び年齢5区分別人口の状況

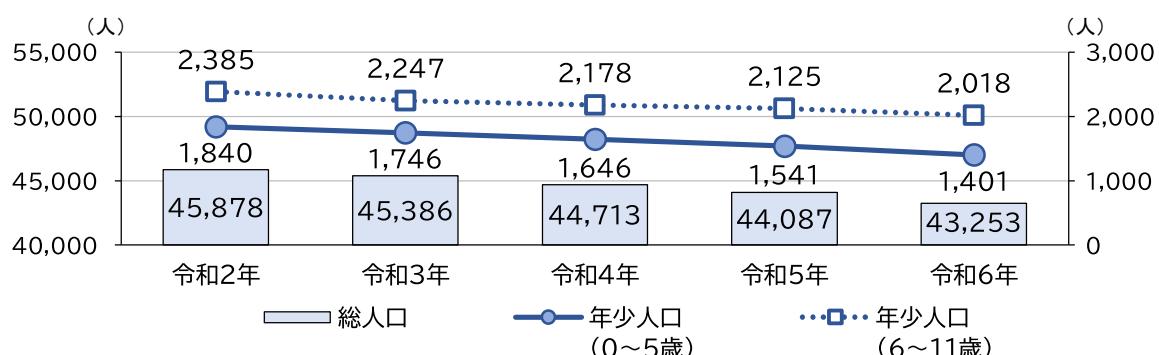
区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	(人)	45,878	45,386	44,713	44,087	43,253
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 (0～5歳)	(人)	1,840	1,746	1,646	1,541	1,401
	(%)	4.0	3.8	3.7	3.5	3.2
年少人口 (6～11歳)	(人)	2,385	2,247	2,178	2,125	2,018
	(%)	5.2	5.0	4.9	4.8	4.7
年少人口 (12～14歳)	(人)	1,383	1,391	1,321	1,261	1,169
	(%)	3.0	3.1	3.0	2.9	2.7
生産年齢人口 (15～64歳)	(人)	26,747	26,277	25,756	25,394	24,901
	(%)	58.3	57.9	57.6	57.6	57.6
高齢者人口 (65歳以上)	(人)	13,523	13,725	13,812	13,766	13,764
	(%)	29.5	30.2	30.9	31.2	31.8

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

### ■年齢5区分別人口割合の推移



### ■児童人口の推移



## 2 年少人口(0～5歳)の推移

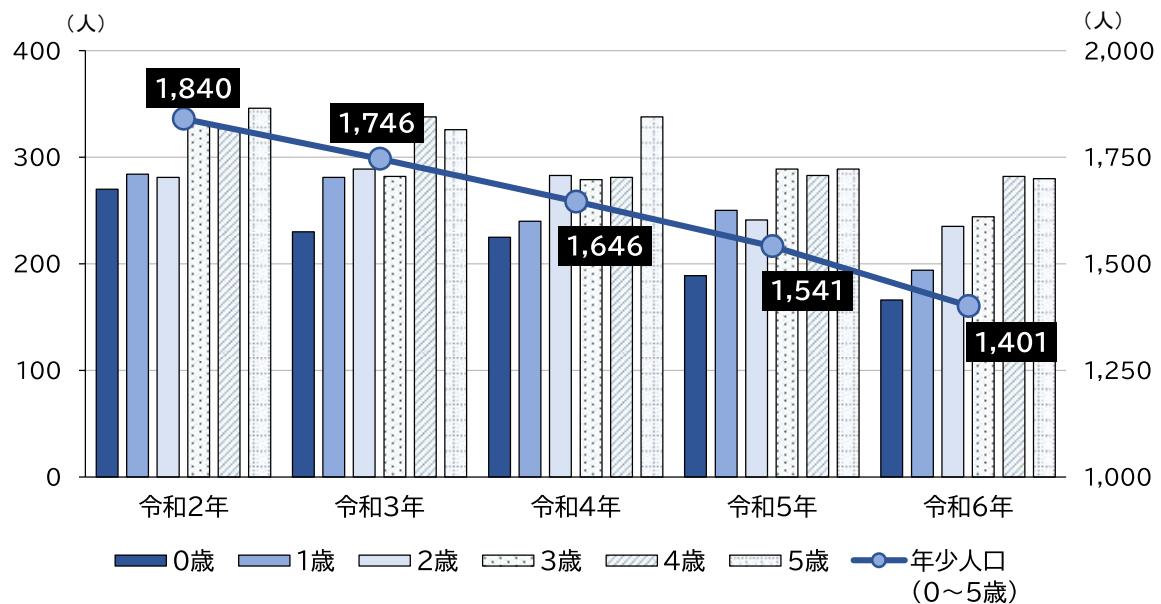
年少人口(0～5歳)を年齢別にみると、いずれの年齢も減少傾向となっており、特に0歳は令和2年の270人から令和6年には166人となり104人(38.5%)減少しています。

### ■年少人口(0～5歳)の状況

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口 (0～5歳)	(人)	1,840	1,746	1,646	1,541	1,401
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0歳	(人)	270	230	225	189	166
	(%)	14.7	13.2	13.7	12.3	11.8
1歳	(人)	284	281	240	250	194
	(%)	15.4	16.1	14.6	16.2	13.8
2歳	(人)	281	289	283	241	235
	(%)	15.3	16.6	17.2	15.6	16.8
3歳	(人)	332	282	279	289	244
	(%)	18.0	16.2	17.0	18.8	17.4
4歳	(人)	327	338	281	283	282
	(%)	17.8	19.4	17.1	18.4	20.1
5歳	(人)	346	326	338	289	280
	(%)	18.8	18.7	20.5	18.8	20.0

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

### ■年少人口(0～5歳)の推移

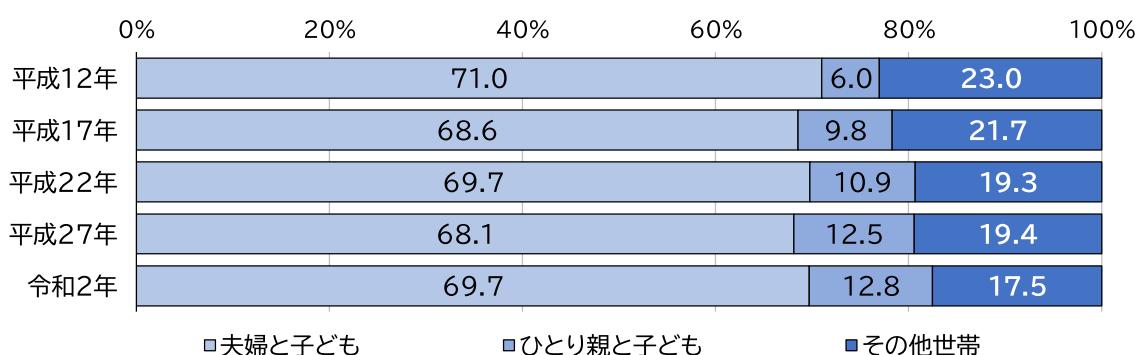


### 3 子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯の状況をみると、「夫婦と子ども」の割合はおおむね横ばいに推移していますが、「ひとり親と子ども」の割合は増加傾向にあり、平成12年の6.0%から令和2年には6.8ポイント増加して12.8%となっています。

また、母子・父子世帯について平成12年と令和2年を比較してみると、父子世帯が33世帯から55世帯へ22世帯の増加、母子世帯は293世帯から461世帯へ168世帯増加しています。

#### ■家族類型別構成比率の推移(18歳未満の子どもがいる世帯)



資料:国勢調査

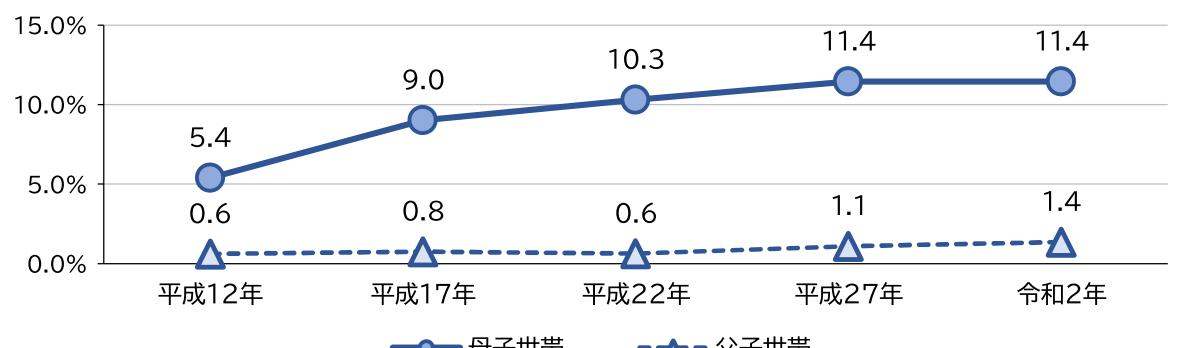
#### ■母子・父子世帯数の推移(18歳未満の子どもがいる世帯)

(単位:世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	293	489	539	584	461
父子世帯	33	41	33	53	55
一般世帯	5,431	5,426	5,230	5,103	4,027

資料:国勢調査

#### ■母子、父子世帯の一般世帯に対する割合の推移(18歳未満の子どもがいる世帯)



資料:国勢調査

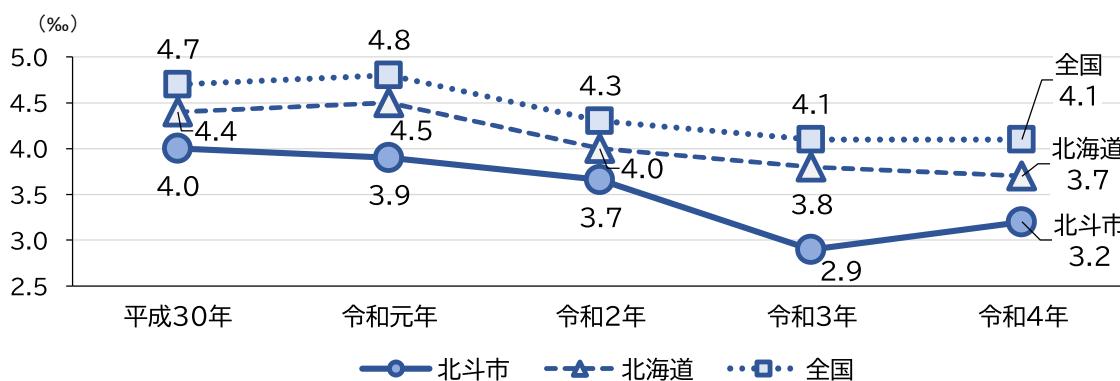
## 4 婚姻と離婚の状況

### (1) 婚姻の状況

本市の婚姻率(人口千人あたりの婚姻件数)は全国・北海道を下回って推移しており、平成30年から令和4年には3.2%に減少しています。

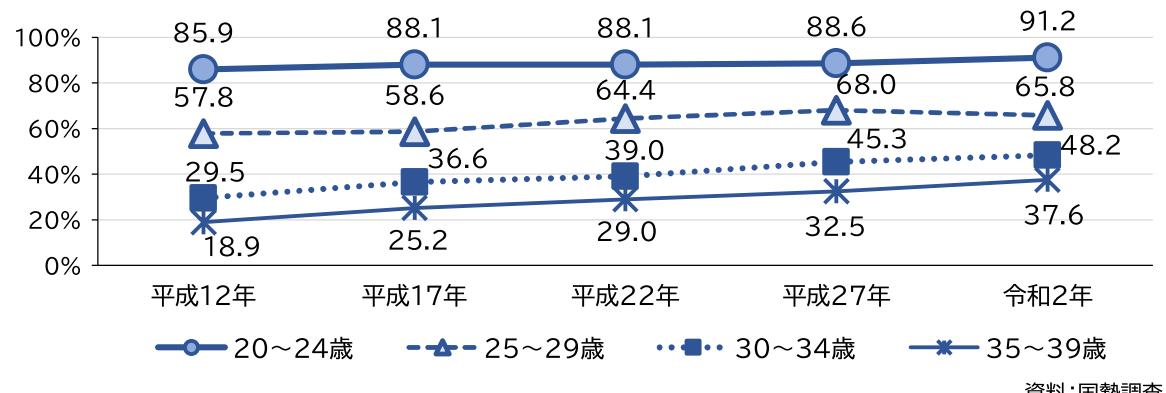
平成12年から令和2年までの未婚率の推移をみると、男女ともに全ての年齢階級で未婚率は上昇しており、特に男性は30～34歳及び35～39歳、女性は30～34歳で上昇幅が大きくなっています。

#### ■ 婚姻率の推移



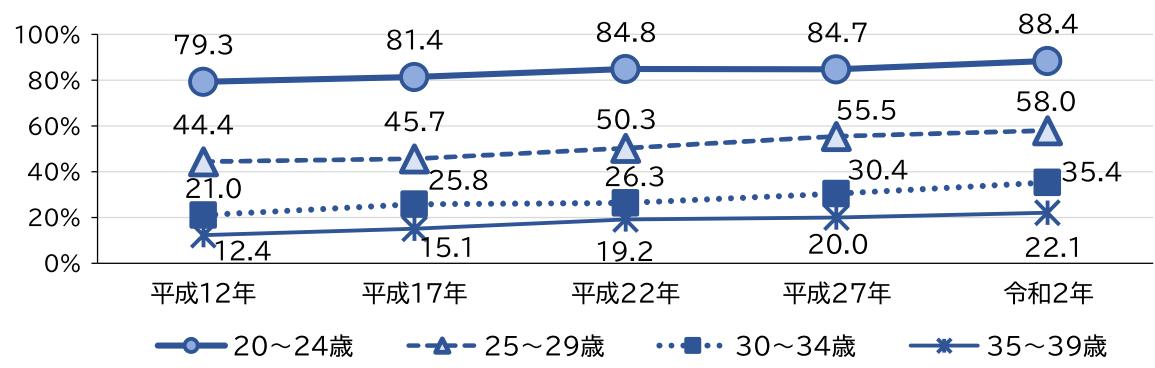
資料:北海道保健統計年報

#### ■ 男性の未婚率



資料:国勢調査

#### ■ 女性の未婚率

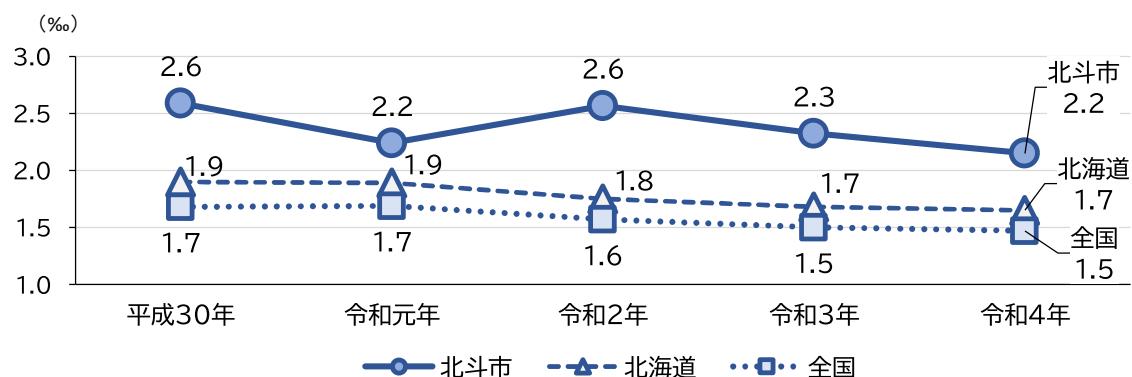


資料:国勢調査

## (2)離婚の状況

本市の離婚率(人口千人あたりの離婚件数)は平成30年の2.6%から令和4年には2.2%に減少していますが、いずれの年も全国・北海道を上回って推移しています。

■離婚率の推移



資料:北海道保健統計年報

## 5 出生の動向

### (1)出生数の推移

本市における年間出生数をみると、令和元年は267人でしたが、令和5年には187人となっており、減少傾向で推移しています。

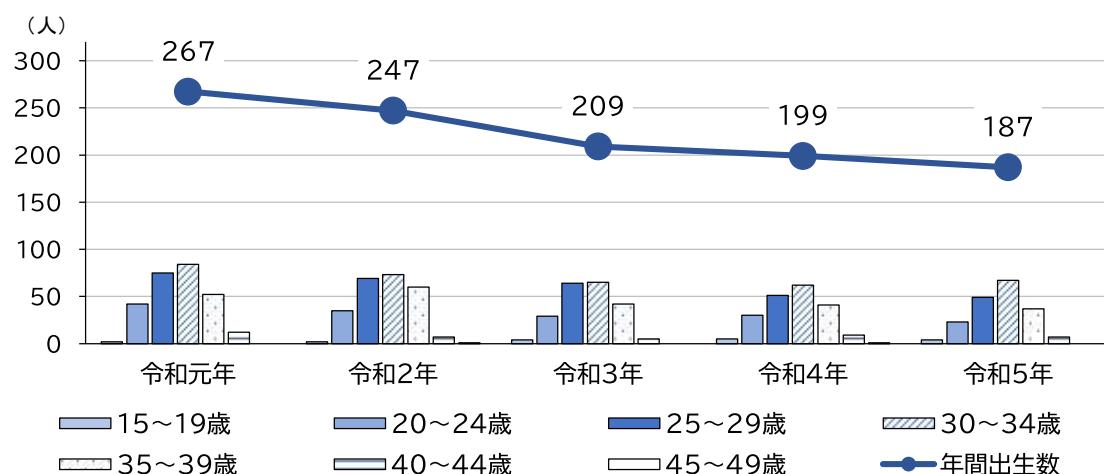
年間出生数を母親の年齢階級別でみると、20歳から39歳までいずれの年齢階級も出産数は減少しており、特に25～29歳の出産数は令和元年の75人から令和5年には49人となり26人(34.7%)減少しています。

#### ■年間出生数及び出産時の母親の年齢別出産数の状況

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
年間出生数	(人)	267	247	209	199	187	
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
母 の 年 齢 の 構 成	15歳～19歳	(人)	2	2	4	5	4
	15歳～19歳	(%)	0.7	0.8	1.9	2.5	2.1
	20歳～24歳	(人)	42	35	29	30	23
	20歳～24歳	(%)	15.7	14.2	13.9	15.1	12.3
	25歳～29歳	(人)	75	69	64	51	49
	25歳～29歳	(%)	28.1	27.9	30.6	25.6	26.2
	30歳～34歳	(人)	84	73	65	62	67
	30歳～34歳	(%)	31.5	29.6	31.1	31.2	35.8
	35歳～39歳	(人)	52	60	42	41	37
	35歳～39歳	(%)	19.5	24.3	20.1	20.6	19.8
	40歳～44歳	(人)	12	7	5	9	7
	40歳～44歳	(%)	4.5	2.8	2.4	4.5	3.7
	45歳～49歳	(人)	0	1	0	1	0
	45歳～49歳	(%)	0.0	0.4	0.0	0.5	0.0

資料:住民基本台帳(各年1月1日から12月31日までの数値)

#### ■年間出生数及び出産時の母親の年齢別出産数の推移



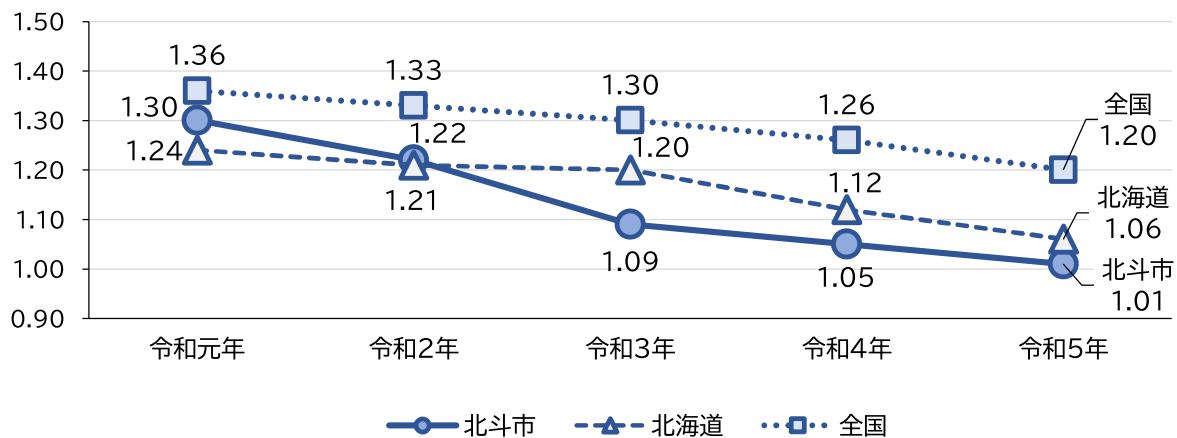
## (2)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

本市の合計特殊出生率は令和元年の1.30から減少傾向となっており、令和5年は1.01となっています。

北海道及び全国と比較すると、令和元年における本市の合計特殊出生率は北海道を上回っていましたが、令和3年以降は北海道を下回って推移している状況です。

### ■合計特殊出生率の推移



資料:全国・北海道/人口動態統計、北斗市は住民基本台帳に基づく計算値

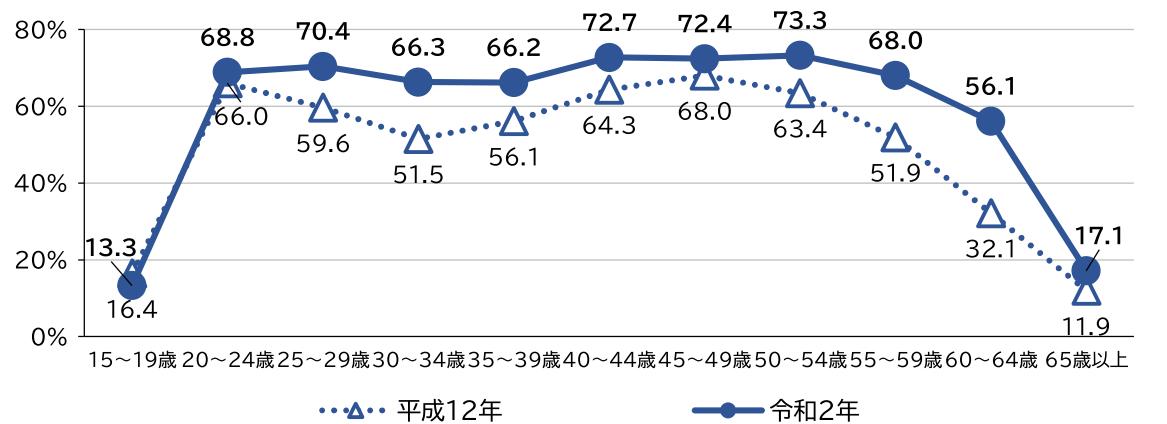
## 6 女性の就業状況

本市における女性の年齢階級別就業率は、子育ての中心的な世代である30代で就業率が下がるM字カーブを描いていますが、平成12年と比較すると令和2年はほとんどの年齢階級で就業率が高くなっています。

特に平成12年に20代から40代までの中年齢層で就業率が51.5%と低かった30～34歳は令和2年には66.3%と14.8ポイント上昇しており、M字カーブがゆるやかに変化しています。

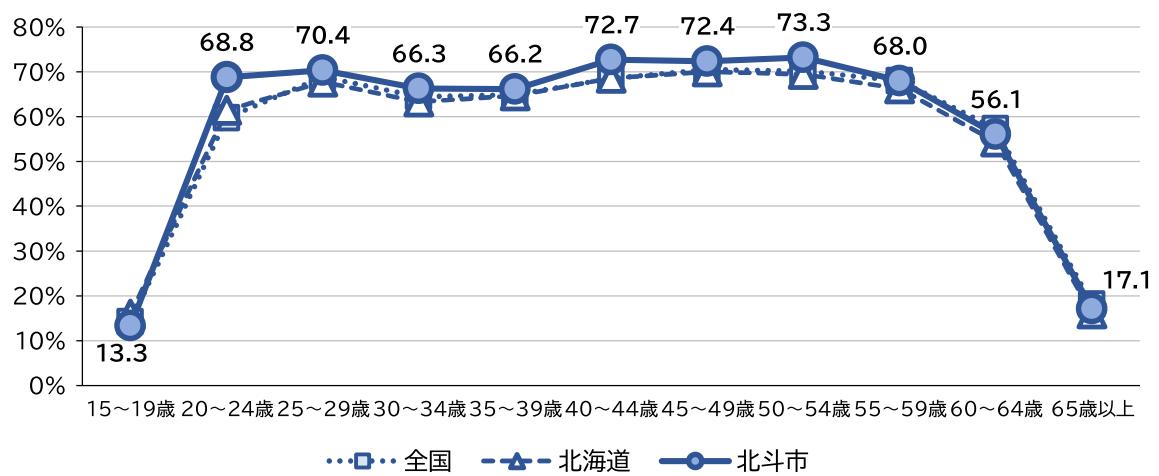
また、女性の年齢階級別就業率を全国・北海道と比較すると、ほとんどの年齢階級で本市は全国・北海道を上回っている状況です。

### ■本市における女性の年齢階級別就業率の推移



資料：国勢調査

### ■女性の年齢階級別就業率の全国・北海道との比較(令和2年)



資料：国勢調査

## 7 教育・保育施設の状況

### (1)幼稚園の設置状況

市内の幼稚園は令和4年度までは私立幼稚園が4箇所でしたが、令和5年度から3箇所に減少し、合計の利用定員は375人となっています。

#### ■幼稚園の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数(箇所)	4	4	4	3	3
利用定員(人)	520	520	490	375	375

資料:北斗市(各年5月1日現在)

### (2)保育所の設置状況

市内の認可保育所は令和3年度から6箇所となっており、合計の利用定員は480人となっています。

#### ■認可保育所の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数(箇所)	7	6	6	6	6
利用定員(人)	500	480	480	480	480

資料:北斗市(各年4月1日現在)

### (3)認定こども園の設置状況

市内の認定こども園は、平成29年度から幼保連携型認定こども園が2箇所設置されており、合計の利用定員は240人となっています。

#### ■認定こども園の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園数(箇所)	2	2	2	2	2
利用定員(人)	240	240	240	240	240

資料:北斗市(各年4月1日現在)

### (4)障がい児保育の状況

市内では障がい児保育を保育所と認定こども園の全8箇所で実施しており、障がい児保育対策事業の対象者数は年度によって増減はありますが、令和5年度末は15人となっています。

#### ■障がい児保育対策事業対象者数の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所数(箇所)	8	8	8	8	8
対象者数(人)	11	9	12	6	15

資料:北斗市(各年3月末現在)

## 8 学校等の状況

### (1) 小学校及び中学校の設置状況

市内の小学校及び中学校は、小学校11校、中学校5校で設置校数に変化はなく、児童・生徒数の減少を背景に学級数は減少傾向にありますが、特別支援学級は増加傾向で推移しています。

#### ■小学校の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)	11	11	11	11	11
学級数(学級)	93	90	89	88	83
特別支援学級(学級)	31	29	34	36	32

資料:北斗市(各年5月1日現在)

#### ■中学校の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)	5	5	5	5	5
学級数(学級)	42	41	39	38	36
特別支援学級(学級)	11	11	16	20	21

資料:北斗市(各年5月1日現在)

### (2) 放課後児童クラブの設置状況

市内の放課後児童クラブは平成30年度から17箇所を維持しており、定員は660人となっています。

#### ■放課後児童クラブの設置状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ数(クラブ)	17	17	17	17	17
定員(人)	660	660	660	660	660

資料:北斗市(各年5月1日現在)

### 第3章

## アンケート調査結果の概要

## 1 子ども・子育てニーズ調査

### (1)子育て世帯の状況について

世帯あたりの子どもの人数は「2人」が41.9%で前回調査とほぼ同じ割合ですが、「3人」が16.0%で前回と比べて5.0ポイント減少している一方、「1人」が35.9%で15.9ポイント増加しており、世帯あたりの子どもの人数は減少傾向にあると推察されます。

また、子どもをみてもらえる親せきや友人・知人が「いない」と回答している世帯は29.9%で前回調査の10%と比べて大きく増加しており、教育・保育事業の重要性が以前よりも増している状況にあると考えられます。

併せて、子育てに関して相談する相手や相談先がないと回答している人が11.2%いる状況にあるため、子育てに関する相談先に関して今後も継続して周知を行っていく必要があります。

### (2)保護者の就労状況について

産休・育休中も含めた母親の就労状況をみると、就労している母親の割合は大きく変わらず、就労している母親の中ではフルタイム就労が38.1%で前回調査と比べて4.1ポイント増加となっています。

パート・アルバイト等で就労している母親のうち、57.8%はパート・アルバイト等での就労を続けたいと回答している一方、フルタイムへの転換予定の方は10.4%、フルタイムへの転換意向のある方は25.2%となっています。

現在未就労の母親における今後の就労意向をみると、「1年以上先に、子どもがある程度大きくなったら就労したい」が45.3%、「すぐにでも、または1年内に就労したい」が44.7%となっており、就労意向のある母親は全体の90.0%を占めています。

これらのことから、パート・アルバイト等で就労している母親がフルタイムで就労するため、また現在未就労の母親が就労するためにも、今後的人口動態を見据えた上で教育・保育事業の提供体制を今後も確保していく必要があります。

### (3)教育保育施設の利用状況と利用意向について

現在、定期的に教育・保育事業を利用している世帯の割合は、全体でみると75.7%で前回調査と比べて25.7%増加しています。年齢別に教育・保育事業の利用状況をみると、0歳は10.5%にとどまっていますが、1歳及び2歳は約60%、3歳以上は85%を超える状況です。

現在、定期的に教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(46.3%)、「利用する必要がない」(38.3%)が上位回答になっていますが、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」が14.1%、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が10.1%いる状況にあり、対応を検討していく必要があると考えられます。

#### (4) 地域子ども・子育て支援事業の利用意向について

現在、子育て支援センターを利用している割合は11.3%で前回調査と比べて大きな差異はない状況ですが、「今後利用したい」は36.8%で前回調査の6.0%と比べて大きく増加しています。また、「現在利用している」「今後利用したい」と回答した人が希望する利用回数は、「月に1～5回」が86.7%を占めている状況です。

病児・病後児保育に関する連絡して、病気などで教育・保育事業ができなかつたことが「あった」と回答した人は32.8%、そのうち病児・病後児のための保育施設を利用したかった人は66.7%にのぼり、病児・病後児保育事業のニーズは高いと考えられます。

一時預かり事業に関しては、「利用する必要がある」と回答した人が30.7%で前回調査と比べて9.7ポイント増加しており、その中でもファミリー・サポート・センターの利用意向がある人は49.8%となっています。

放課後児童クラブは利用意向がある人が59.3%で、そのうち3年生又は4年生まで利用したい人が合計で47.9%、6年生まで利用したい人は18.1%となっています。

#### (5) 保護者の子育て・教育の現況について

子育て・教育に関する不安や悩みが「ある」と回答した人は63.2%で、その内容は「子どものしつけに関するこども」が59.3%で最も多く、次いで「子どもの病気や発達・発育に関するこども」(50.1%)「子どもの食事や栄養に関するこども」(48.7%)が続いています。

子育て・教育に関して保護者が必要と考える支援は、「子育てのための経済的支援の充実」(72.1%)、「子どもたちの遊び場や機会の充実」(70.5%)が上位回答となっており、これらに関する取組を今後検討していく必要があります。

また、本市における子育て支援の満足度を5段階評価した結果をみると、満足度が最も高い「満足度5」と満足度がやや高い「満足度4」の合計は44.1%となっているのに対し、満足度が最も低い「満足度1」と満足度がやや低い「満足度2」の合計は12.3%にとどまっている状況にあり、前回調査と比べて大きな差異はない状況です。

## 2 子どもの生活についてのアンケート調査

### (1)お世話をしている状況について

本市はお世話をしている家族がいる小学5年生及び中学2年生の割合が全国と比べて高くなっています。

お世話をしている家族は世代を問わず「きょうだい」が多く、小学5年生及び中学2年生が行っているお世話の頻度は「毎日」が半数近くあります。

1日あたりのお世話に費やす時間が3時間以上ある人は小学5年生で21.6%、中学2年生で18.0%となっており、そのうち「7時間以上」と回答した人は小学5年生で9.6%、中学2年生で2.6%、高校2年生世代で20.0%(1人)となっています。

### (2)お世話による影響について

お世話をしている家族がいる小学5年生及び中学2年生は、学校を欠席する割合がお世話をしている家族がない人よりも高く、遅刻・早退も同様の傾向がみられる状況です。

また、お世話をしている家族がいる小学5年生は「自分の時間が取れない」と回答している人が16.9%いるほか、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」「友人と遊ぶことができない」の割合も10.8%となっています。

お世話をすることによるつらさについては、小学5年生は「身体的につらい」と回答している人が19.3%で最も多いほか、「時間的余裕がない」が15.7%、「精神的につらい」が13.3%となっています。中学2年生は「身体的につらい」「精神的につらい」「時間的余裕がない」のいずれも5.1%(2人)で、高校2年生世代は「精神的につらい」「時間的余裕がない」がともに20.0%(1人)となっています。

### (3)相談した経験の有無と相談相手について

お世話をしている家族がいる人のうち、お世話について相談したことがある人は小学5年生が16.9%、中学2年生が10.3%、高校2年生世代が40.0%(2人)にとどまっており、相談したことがない人が多数を占めている状況です。

相談したことがない理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」がいずれの世代も60%以上で突出していますが、小学5年生及び中学2年生は「相談しても状況が変わると思わない」が10%超、「家族のことのため話しにくい」が5%超の割合でいる状況です。

お世話をしている家族がいる人が必要としている支援は「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」がいずれの世代でも上位回答になっています。

#### (4) ヤングケアラーについて

調査年度に違いがあるため単純に比較はできませんが、本市の中学2年生及び高校2年生世代における「ヤングケアラー」という言葉の認知度は令和2年度に実施した全国調査と比べると高い状況にあります。

しかし、本市の中学2年生はお世話をしている家族がいる人の方がお世話をしている家族がない人よりも「ヤングケアラー」の認知度は低い状況にあります。

また、自分が「ヤングケアラー」にあてはまると考えている人は、中学2年生が2.4%で全国と同等水準となっていますが、「ヤングケアラー」の認知が進むことで自分が「ヤングケアラー」にあてはまると考える人の割合は高くなる可能性があります。

そのため、今後も学校等を通じた周知活動を継続して「ヤングケアラー」の認知度を高めるとともに、家族のお世話をしている子どもが気軽に相談できる環境づくりを進めていくことが求められます。

## 第4章

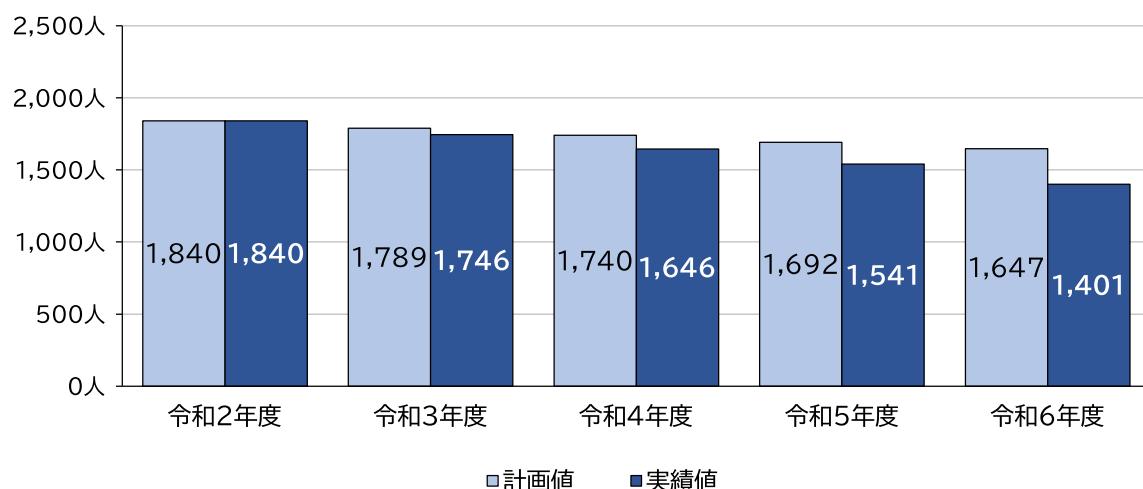
# 第2期計画の実施状況

## 1 児童数の状況

第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数(計画値)を実績値と比較すると、就学前児童数及び小学生児童数の実績値はともに計画値を下回って推移しています。

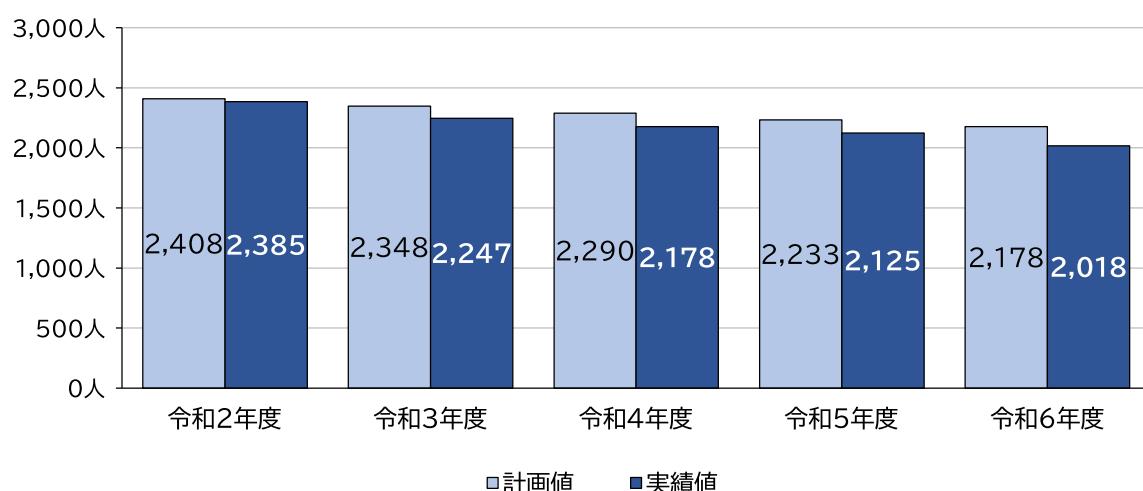
児童数の推計値と実績値の乖離は年を追うごとに大きくなっています。令和6年度は就学前児童数の実績値が計画値よりも246人(14.9%)少なく、小学生児童は160人(7.3%)少なくなっています。

### ■就学前児童数の推移



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ■小学生児童数の推移



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 教育・保育事業の状況

第2期計画期間における利用ニーズの予測(量の見込み)と利用実績は下記のとおりです。

児童人口が想定よりも少なくなったことから、利用実績はおおむね量の見込みを下回って推移しましたが、3号認定の1・2歳は利用率が高く、ほぼ計画通りの実績となりました。

### ■1号認定(幼稚園・認定こども園／3歳以上)の計画値と実績値

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	770	747	724	702	680
	確保方策	841	841	841	841	841
実績値(b)		521	468	435	430	382
計画対実績(b-a)		-249	-279	-289	-272	-298

※各年4月1日現在

### ■2号認定(保育所・認定こども園／3歳以上)の計画値と実績値

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	472	477	482	488	493
	確保方策	491	495	632	503	508
実績値(b)		496	465	455	441	451
計画対実績(b-a)		24	-12	-27	-47	-42

※各年4月1日現在

### ■3号認定(保育所・認定こども園／0歳)の計画値と実績値

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	121	119	117	115	113
	確保方策	125	122	120	118	116
実績値(b)		68	50	52	33	40
計画対実績(b-a)		-53	-69	-65	-82	-73

※各年4月1日現在

### ■3号認定(保育所・認定こども園／1・2歳)の計画値と実績値

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	296	290	283	277	271
	確保方策	304	298	291	284	278
実績値(b)		277	280	283	281	267
計画対実績(b-a)		-19	-10	0	4	-4

※各年4月1日現在

### 3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

#### (1)利用者支援事業

子ども及びその保護者又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### ■利用者支援事業の計画値と実績値

(単位:箇所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	1	1	1	1	1
	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
種	実績合計(b)	0	0	0	0	1
	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0	1
計画対実績(b-a)		0	0	0	0	0

※各年4月1日現在

#### (2)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では地域子育て支援センター及び子育て支援拠点施設のほかに出張ひろばを設置しています。

##### ■地域子育て支援拠点事業の計画値と実績値

(単位:回/月)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	611	593	575	559	543
	実施箇所(箇所)	5	5	5	5	5
種	月あたり利用者数(b)	650	709	652	658	-
	実施箇所(箇所)	6	6	6	6	6
	子育て支援センター	3	3	3	3	3
	子育て支援拠点施設	2	2	2	2	2
	子育て支援拠点施設 出張ひろば	1	1	1	1	1
計画対実績(b-a)		39	116	77	99	-

※各年4月1日現在

### (3)妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■妊産婦健康診査の計画値と実績値

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総	受診回数(回) (a)	3,645	3,573	3,500	3,430	3,362
	妊婦健診	3,225	3,161	3,097	3,035	2,975
	産婦健診	420	412	403	395	387
	受診者数(人)	710	695	682	669	655
	妊婦健診	430	421	413	405	397
	産婦健診	280	274	269	264	258
	実施箇所(箇所)	166	166	166	166	166
総	受診回数(回) (b)	2,806	2,878	2,660	2,216	－
	妊婦健診	2,501	2,593	2,396	1,957	－
	産婦健診	305	285	264	259	－
	受診者数(人)	579	541	508	455	－
	妊婦健診	350	327	327	278	－
	産婦健診	229	214	181	177	－
	実施箇所(箇所)	166	166	166	166	－
計画対実績(b-a)		-839	-695	-840	-1,214	－

### (4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

母子保健推進員や保健師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供などを行う事業です。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業の計画値と実績値

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総	量の見込み (a)	165	165	165	165	165
	確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
実績値 (b)		275	125	100	85	－
計画対実績(b-a)		110	-40	-65	-80	－

## (5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

### ■養育支援訪問事業の計画値と実績値

(単位:延べ人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	100	100	100	100	100
	専門相談支援	40	40	40	40	40
	育児・家事援助支援	60	60	60	60	60
	確保方策(箇所)	2	2	2	2	2
種	支援人数(b)	180	189	211	197	—
	専門相談支援	118	113	114	102	—
	育児・家事援助支援	62	76	97	95	—
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	—
計画対実績(b-a)		80	89	111	97	—

## (6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

### ■子育て短期支援事業の計画値と実績値

(単位:延べ人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	0	0	0	0	0
	確保方策	5	5	5	5	5
実績値(b)		0	0	0	0	—
計画対実績(b-a)		0	0	0	0	—

## (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本市は七飯町と共同でファミリー・サポート・センターの設置・運営を行っています。

### ■子育て援助活動支援事業(就学児童のみ)の計画値と実績値

(単位:延べ人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	295	286	278	269	261
	確保方策	314	314	314	314	314
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
種	利用者数(b)	441	379	718	848	—
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
計画対実績(b-a)		146	93	440	579	—

### ■ファミリー・サポート・センターの運営状況(参考)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会員数 (人)	依頼会員	584	561	546	555	—
	提供会員	142	154	157	155	—
	両方会員	53	45	41	37	—
	計	779	760	744	747	—
依頼件数 (件)	北斗市	740	502	748	1,194	—
	七飯町	156	135	190	110	—
	計	896	637	938	1,304	—
講座等	回数(回)	13	30	33	33	—
	参加者数(人)	88	187	209	150	—
交流会	回数(回)	0	0	2	2	—
	参加者数(人)	0	0	64	80	—

※各年3月末現在

## (8)一時預かり事業

### ①一時預かり事業(幼稚園型)

幼児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援するため、在園児を幼稚園や認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

#### ■一時預かり事業(幼稚園型)の計画値と実績値

(単位:延べ人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	36,221	34,244	32,267	30,291	28,314
	確保方策	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
実績値(b)		29,793	28,361	27,428	28,217	—
計画対実績(b-a)		-6,428	-5,883	-4,839	-2,074	—

### ②一時預かり事業(一般型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、保育所、認定こども園その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

#### ■一時預かり事業(一般型)の計画値と実績値

(単位:延べ人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	5,753	5,595	5,435	5,287	5,148
	確保方策	7,770	7,770	7,770	7,770	7,770
実績値(b)		1,399	1,532	843	1,559	—
計画対実績(b-a)		-4,354	-4,063	-4,592	-3,728	—

## (9)延長保育事業・休日保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

#### ■延長保育事業の計画値と実績値

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種	量の見込み(a)	47	46	46	46	46
	確保方策	50	50	50	50	50
実績値(b)		420	391	377	384	—
計画対実績(b-a)		373	345	331	338	—

#### ■休日保育事業の実施状況(参考)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人)		409	395	497	711	—
実施箇所数(箇所)		1	1	1	1	1

## (10)病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### ■病児・病後児保育事業の計画値と実績値

(単位:延べ人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
額	量の見込み(a)	181	190	197	203	206
	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
実績値(b)		23	156	221	401	—
計画対実績(b-a)		-158	-34	24	198	—

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### ■放課後児童健全育成事業の計画値と実績値

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
額	量の見込み(a)	838	855	871	885	899
	1年生	234	239	244	247	251
	2年生	226	230	235	239	242
	3年生	155	158	161	164	166
	4年生	121	124	126	128	130
	5年生	66	68	69	70	71
	6年生	36	36	36	37	39
	確保方策	900	900	900	900	900
額	登録者数(b)	614	613	622	632	683
	1年生	180	208	195	201	169
	2年生	166	153	190	172	188
	3年生	136	117	104	138	157
	4年生	68	82	73	63	104
	5年生	41	36	43	36	38
	6年生	23	17	17	22	27
	計画対実績(b-a)	-224	-242	-249	-253	-216

※各年3月末現在(令和6年度は6月末現在)

## 4 子ども・子育て関連施策の取組状況

第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画の計画期間中(令和2年度～令和6年度)に推進した施策・事業に関して、庁内の各担当課の自己評価による実施状況(進捗度)を5段階で評価した結果は以下のとおりです。

### ■進捗評価の基準

評価の基準	得点
A:計画通りに進捗しており、おおむね順調である	100
B:現在、着手はしているがおおむね順調とまではいえない	75
C:進捗は半分程度	50
D:計画から大幅に遅れている	25
E:実施していない	0

### ■基本目標別の進捗度

基本目標	事業 数	実施状況(事業・取組数)					進捗度※ (%)
		A	B	C	D	E	
《基本目標1》 安心して子どもを生み育てるために	15	15	0	0	0	0	100.0
《基本目標2》 妊娠・出産期からの親子の健康を保つために	9	6	3	0	0	0	91.7
《基本目標3》 子どもを健やかに育てるために	19	18	1	0	0	0	98.7
《基本目標4》 安心で快適な生活を送るために	10	9	1	0	0	0	97.5
《基本目標5》 支援を必要とする子どもや家庭のために	14	13	0	0	1	0	94.6
《基本目標6》 子どもの権利を大切にするために	2	2	0	0	0	0	100.0
計画全体	69	63	5	0	1	0	97.1

※進捗度は5段階評価のスコア(A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%)による加重平均の値

計画全体でみると、合計69事業のうちA評価の合計が63事業で施策全体の約91%を占めています。また、計画全体としての進捗度は97.1%となっており、おおむね計画通りに施策に取り組むことができたと評価しています。

基本目標別にみても全ての基本目標で進捗度が90%を超えていましたが、「《基本目標2》妊娠・出産期からの親子の健康を保つために」(91.7%)の進捗度がやや低い状況です。

「《基本目標5》支援を必要とする子どもや家庭のために」では、障がい児の健全な成長の促進の中で療育カルテの利用者が限定的であったことから、「療育カルテの普及」をD評価としています。

## 第5章

# 計画の基本的考え方

## 1 基本理念

全てのこども、若者の意見が尊重されて最善の利益を享受し、誰もが健やかに成長、自立してそれぞれの場所で活躍することができるよう、また、こども・若者、子育て家庭を地域、社会全体で支えていくため、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

### 《基本理念》

**未来を担うこども・若者が健やかに成長し、  
誰もが幸せで輝くまちづくり**

女性の社会進出に伴い晩婚・晩産化が進み、少子化や核家族化の進行とともにこどもを産み育てるに不安を感じている親が増えてきています。

加えて就労形態の多様化に伴い保育施設へのニーズも多様化する中で、若い世代が家庭を築き安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない子育て支援の充実や地域社会と行政が協働でサポートしながら、生活スタイルに対応する子育て環境づくりが必要です。

本計画の推進を通じて、こどもを産み育てたい、本市で暮らし続けたいと願う子育て家庭を市全体で応援するとともに、未来を担うこども・若者を社会全体で育み、こども・若者がそれぞれの場所で幸せに輝くまちをつくります。

## 2 基本方針

### (1) 子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育む

子どもは保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

子どもの権利を保障し、子どもの今とこれからにとっての最善の利益を図るために、子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

また、成育環境等によって差別的取り扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り救済します。

### (2) 子ども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、対話しながらともに進めていく

子ども・若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながります。

子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、施策や事業を推進する際に子どもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重します。

### (3) 子ども・若者、子育て家庭のライフステージに応じた切れ目のない支援

子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えます。

### (4) 良好的な成育環境を確保し、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにする

愛着を土台として、全ての子ども・若者が相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所をもち、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し自分らしく社会生活を営むことができるよう取組を推進します。

また、困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行います。

### 3 基本目標

基本理念を実現するため5つの基本目標を設定し、体系的にこども施策を展開します。

#### 基本目標1:こどもの権利の保障と意見の尊重

次代を担う全てのこどもの権利や生命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、また、こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、こどもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。

#### 基本目標2:地域における子育て支援の充実

全ての家庭がこどもに対する養育不安を解消し安心して子育てできるよう、子育てに関する情報提供や相談体制の充実、教育・保育サービスを中心とした子育て支援の充実に努めます。

#### 基本目標3:安心してこどもを産み育てられる環境づくり

こどもと母親の心身の健康を確保するために各種健診や相談事業、健康に関する情報提供等を行い、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

#### 基本目標4:生きる力を育む教育とこども・若者の健全育成の推進

こどもがたくましく生きる力を育てるとともに、成長して次代を担う親になるための教育を進めるため、学校と地域との連携を図ります。

また、学校での教育力向上のみならず、家庭における基本的な生活習慣などを身に付け自立するため、学習機会の提供や地域活動の推進に努めるとともに、児童の健全育成に向けて様々な取組を進めます。

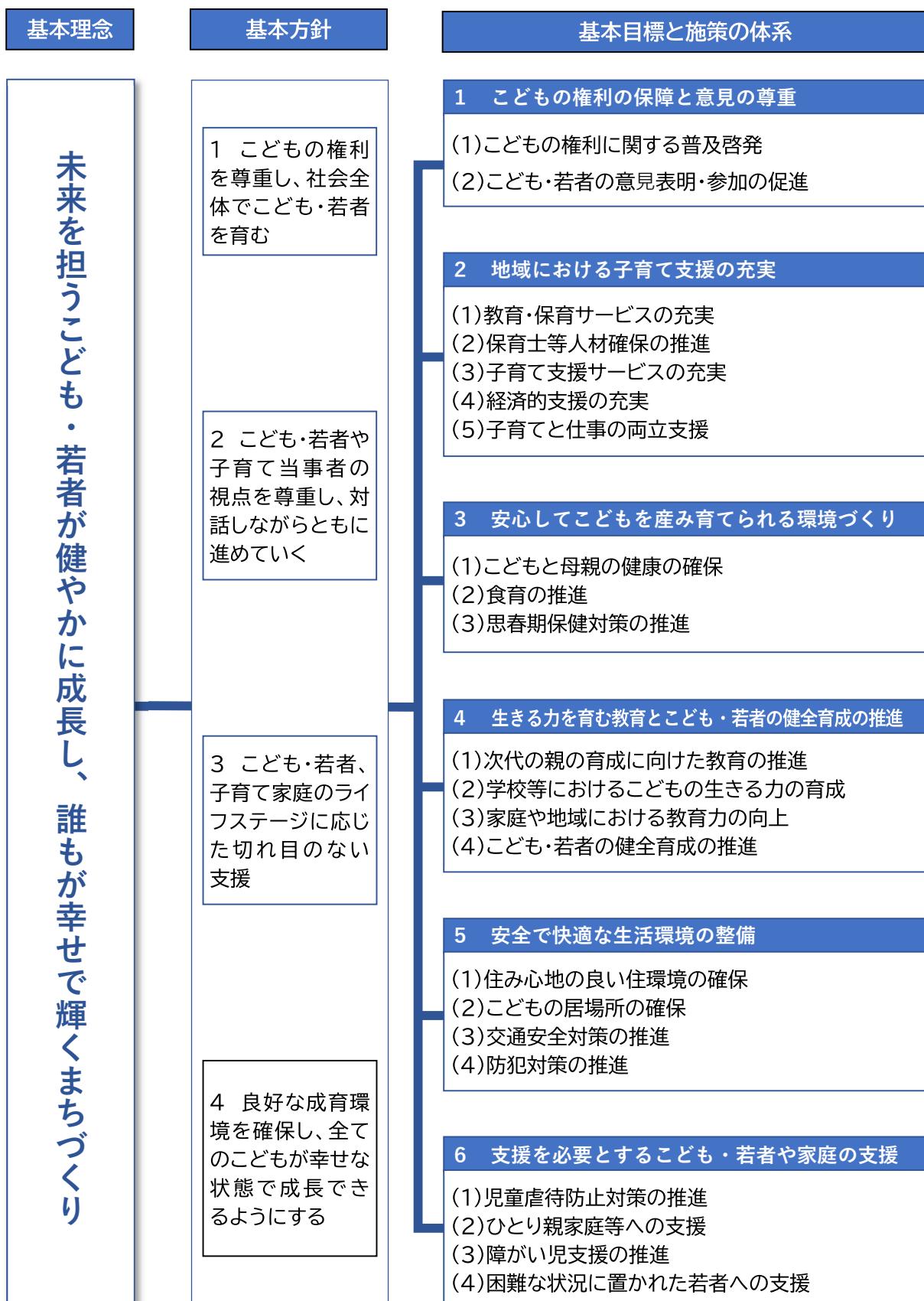
#### 基本目標5:安全で快適な生活環境の整備

こどもが安心して通学できる道路空間の形成や、子育て家庭に配慮した施設等の整備・充実を推進するとともに、こどもの健やかな成長を通して家庭が安心して暮らすことのできる生活環境づくりに取り組みます。

#### 基本目標6:支援を必要とするこども・若者や家庭の支援

障がい児やヤングケアラー、ひとり親家庭など、支援を必要とするこどもや家庭に対する支援を推進するため、相談機能や各種支援を充実させるとともに関係機関との連携強化を図ります。

## 4 施策体系



## 第6章

# こども施策の展開

## 基本目標1 子どもの権利の保障と意見の尊重

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもが権利の主体であることを広く周知し、子どもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

様々な環境にある子ども・若者が子どもの権利について知り、それらに基づき生活の場をはじめとする様々な場で安心して意見を表明できる機会を提供します。

### 数値目標

指標項目	基準値	目標値
子どもの権利について知っている人の割合 (アンケート調査)	—	60.0% (令和11年度)
市内小・中学校における人権教育の実施割合	—	100.0% (令和10年度)
子どもの意見を聴取した事業数	—	2事業 (令和11年度末)

### 推進する施策

#### (1)子どもの権利に関する普及啓発

取組	取組の概要
子どもの権利の普及啓発	子どもの権利条約や子ども基本法など子どもの権利に関する情報をパンフレット等様々な手法を用いて子どもや大人への広報・啓発を行います。
人権教育の推進	人権思想の普及・高揚を図るため、子どもの頃から命の大切さや相手への思いやりの心が育まれるよう、市内小・中学校において道徳の授業等を通じて人権教育を実施します。

#### (2)子ども・若者の意見表明・参加の促進

取組	取組の概要
「北斗市子ども議会」の開催	将来を担う子どもたちが、まちづくりについて考え、行政や議会への理解を深めるとともに、子どもたちの視点による意見を発表する機会を提供するため、「北斗市子ども議会」を開催します。
子どもの意見表明・参加機会の充実	子どもが意見表明し、参加する機会を充実させ、子どもにとって住み良いまちづくりを実践します。 また、子どもの意見に対するフィードバックを行うことで、更なる子ども・若者の意見表明、参画につなげます。

## 基本目標2 地域における子育て支援の充実

少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して産み育てられる環境をつくるとともに、子育てに関する相談支援体制の充実が求められています。

本市では、一時預かりや延長保育など子育て家庭の働き方に合わせた教育・保育事業を展開するとともに、子育て支援センターやこども家庭センターにおける子育て家庭の相談支援体制の強化を図ります。

### 数値目標

指標項目	基準値	目標値
待機児童数	0人 (令和5年度末)	0人 (令和10年度末)
北斗市保育士等新規就労奨励金制度の利用者(累計)	—	15人 (令和10年度末)
子育て支援への満足度が高い人(満足度4+満足度5)の割合(アンケート調査)	44.1% (令和5年度)	50.0% (令和11年度)

### 推進する施策

#### (1)教育・保育サービスの充実

取組	取組の概要
幼稚園・保育所・認定こども園の充実	幼稚園、認定こども園、認可保育所等の適正な定員確保に努めるとともに、安定した教育・保育サービスの提供に努めます。
乳児保育促進事業	乳児保育の推進を図るため、乳児保育のための保育士を配置し、受入体制の確保に努めます。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長してこどもを預かります。
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日にこどもを預かります。
乳児等通園支援事業 (誰でも通園制度)	保育所や認定こども園に通っていない0歳～2歳の子どもを対象に、保育所や幼稚園、認定こども園などで、時間単位でこどもを預かります。
一時預かり事業 (一般型)	保護者が育児疲れや急病などで、一時的に育児できないとき、こどもを一日単位で保育所、認定こども園で預かります。
一時預かり事業 (幼稚園型)	在園児を幼稚園や認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かります。
短期入所生活援助事業(ショートステイ)	保護者の病気、出産又は急な残業等により、児童を家庭で一時的に監護できない間、児童養護施設でこどもを預かります。

取組	取組の概要
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	保護者が就労その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となったとき、児童養護施設でこどもを預かります。
病後児保育事業	病気の回復期にある生後12か月から小学校低学年までこどもを一時的に預かります。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての「援助を受けたい人(依頼会員)」と「援助を行いたい人(提供会員)」が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業としてこどもの送迎や預かりなどを実施します。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごさせることを目的として、放課後児童クラブを開設します。
教育・保育の質の向上	教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園との連携強化を図ります。

## (2)保育士等人材確保の推進

取組	取組の概要
北斗市保育士等人材バンク	保育士や幼稚園教諭、調理師などの資格がある方で、市内の保育所等での就労を希望される方を登録する保育士等人材バンクを推進するとともに、教育・保育施設に登録情報を提供します。 また、北斗市保育士等人材バンクに登録した対象となる方に対し、北斗市保育士等就労奨励金を交付します。
北斗市保育士等就労奨励金制度	市内の幼稚園、保育所、認定こども園において、乳幼児の保育に従事する保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する方を対象に奨励金を支給します。

## (3)子育て支援サービスの充実

取組	取組の概要
地域子育て支援事業	地域の子育て中の親子の交流を促進し、育児相談やあそびの広場、子育てサロン、育児サークル支援などを通じて、子育て中の親同士が気軽に情報交換や仲間づくりができる場を提供します。
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業)	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。
利用者支援事業 (こども家庭センター)	妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援班」を統合した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て家庭への切れ目ないサポートを行います。
子育てに関する情報提供	子育てアプリや市ホームページの「子育て応援ナビ」や「育児・医療べんり帳」、広報誌などを通じて子育て支援に関する情報を提供します。

#### (4) 経済的支援の充実

取組	取組の概要
不妊治療費助成	<p>特定不妊治療に関して、治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を全額助成します。</p> <p>また、一般不妊治療は治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を対象に、1年度あたり10万円を上限として助成します。</p> <p>さらに、令和6年度からは先進医療への助成も実施しています。</p>
不育症治療費助成	北海道の不育症治療費助成に加え、通算4回を上限に1回につき5万円の上乗せ助成を行います。
出産・子育て応援給付金	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の負担を軽減するため、伴走型相談支援の面談実施後に、出産・子育て応援給付金を支給します。
妊娠健康診査費用の助成	母親が安心して出産できるよう、妊娠期間中の健康診査の費用を助成します。
産婦健康診査費用の助成	出産後の母親の心と体の不調を予防するため、産後の健康診査の費用を助成します。
新生児聴覚検査費用の助成	新生児聴覚検査の検査費に対し上限3,000円の範囲内で助成します。
歯科検診・フッ素塗布費用の助成	1歳半から4歳の子どもの歯科検診及びフッ素塗布の費用を無償化します。
子ども医療費助成	満18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の母又は父とその子どもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
保育料の軽減	保育所や認定こども園等を利用する方の利用負担金を国の基準より引き下げます。
学校給食費の軽減	北斗市に住所を有し、北斗市立小学校及び中学校に在籍する第2子以降の子どもの給食費を無償化します。
どさんこ・子育て特典制度	妊娠中の方もしくは小学生までの子どもがいる世帯が、子どもと同伴で買い物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けられるどさんこ・子育て特典制度(北海道の事業)の周知及び利用促進を図ります。
北斗市通学定期券購入費補助金交付制度	道南いさりび鉄道、函館バス及びJR北海道の通学定期券購入費の一部を補助します。
児童生徒对外競技等参加補助金	市内の小中学校が学校教育活動として行われる对外競技等において、全国又は全道大会へ出場する場合に補助金を交付します。
北斗市子ども对外競技等参加経費補助	北斗市に住所を有する小中学生が对外競技等において、全国又は全道大会に出場する場合に経費の一部を補助します。
北斗市奨学金制度	<p>高等学校や大学等に進学する場合に学資の貸付を行います。</p> <p>また、奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合には奨学金の償還を補助します。</p>

## (5)子育てと仕事の両立支援

取組	取組の概要
仕事と子育ての両立に関する法令の広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の周知を図ります。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。
北斗市育児休業取得支援事業補助金	仕事と子育てを両立できる職場環境の創出と、出産・育児に伴う離職を防ぐことを目的として、国の両立支援等助成金に北斗市が上乗せして補助金を支給します。

### 基本目標3 安心してこどもを産み育てられる環境づくり

こどものこのからの生活に希望をもち安心して妊娠・出産を迎えられるように、母子健康手帳をきっかけに、情報提供、健診の受診奨励を促進します。

また、妊娠期の不安の軽減、出産準備の支援、相談等に対応し、妊娠期の健康管理を支援します。併せて、保護者とこどもが健康に過ごすため、食育や思春期の保健対策を推進します。

#### 数値目標

指標項目	基準値	目標値
乳幼児健康診査受診率(4か月児)	98.9% (令和5年度)	100.0% (令和10年度)
子育てに関する相談先がないと回答した人の割合 (アンケート調査)	11.2% (令和5年度)	10.0% (令和11年度)
産後ケア事業実施機関の維持と拡充	6機関 (令和5年度末)	7機関 (令和10年度末)

#### 推進する施策

##### (1)こどもと母親の健康の確保

取組	取組の概要
不妊治療治療費助成 (再掲)	特定不妊治療に関して、治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を全額助成します。 また、一般不妊治療は治療にかかる費用から付加給付等を除いた自己負担分を対象に、1年度あたり10万円を上限として助成します。
不育症治療費助成 (再掲)	北海道の不育症治療費助成に加え、通算4回を上限に1回につき5万円の上乗せ助成を行います。
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付し、母子の健康管理を推進します。
妊娠健康診査費用の助成(再掲)	母親が安心して出産できるよう、妊娠期間中の健康診査の費用を助成します。
産婦健康診査費用の助成(再掲)	出産後の母親の心と体の不調を予防するため、産後の健康診査の費用を助成します。
妊娠・出産に関する相談	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで、保健師が電話又は来所にて相談を受け付けます。
伴走型相談支援	出産・子育てに必要な切れ目ない支援につなぐための面談や継続的な情報発信等を通じて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなげます。

取組	取組の概要
乳幼児健康診査	4か月児から3歳児(4か月児、10か月児、1歳8か月児・3歳児)を対象に乳幼児健診を実施するとともに、育児相談や栄養相談、歯科診察、歯科相談などを行います。 また、心身・運動・言語の発達確認と養育者に対して育児相談や育児不安の解消に向けて個々の状況に応じた支援に努めます。
赤ちゃん相談	生後2か月児を対象に、身長や体重の測定、発達、離乳食のすすめ方など、気になることを相談できる場を提供します。
産後ケア事業	産後において支援を必要とする母子に対して、助産師等がサポートを行います。
産前産後支援ヘルパー派遣事業	妊娠中又は産後6か月以内で、母親が体調不良などのため、家事や育児の支援を必要とするご家庭に対して、市と契約した事業者からヘルパーを派遣します。
妊産婦訪問事業	定期的の妊婦の方を対象に保健師が訪問し、妊娠、出産、育児に関する個別の相談に応じます。
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	母子保健推進員や保健師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供などを行います。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
安産教室	助産師による講話はマタニティヨガなどを行います。
両親学級・栄養教室	管理栄養士による講話や調乳体験、妊婦体験など母親・父親を対象として実技を含めた教室を行います。
離乳食教室 (もぐもぐ教室)	こどもが離乳食初・中期を迎える保護者の方を対象に離乳食教室を開催します。
健康づくり教室	母と子のトリム教室や幼児体力づくり教室などの事業を行います。
歯科検診・フッ素塗布費用の助成(再掲)	子どもの歯科検診及びフッ素塗布の費用を無償化します。
予防接種	感染症の発症及び重症化を予防するため、各種予防接種を実施します。 また、接種率向上と子育て世帯の負担軽減のため、定期予防接種の無料化を継続します。
ガイドブック「目でみる救急箱」	こどもによくある症状における応急処置のポイントや、時間外でもすぐに受診した方が良いときのポイントをガイドブックにまとめた「目でみる救急箱」を発行します。
北斗子育てサポートアプリ(母子モード)	お子さんの予防接種や検診のお知らせ機能など、子育て情報をリアルタイムで配信するアプリを提供します。

## (2)食育の推進

取組	取組の概要
食育の普及啓発	幼児期から正しい食生活習慣を身に付け、食を通じた豊かな人間性の形成や家庭づくりによる心身の健全育成を図るため、新生児訪問や乳幼児健康診断など様々な機会を通じて栄養や食生活に関する健康教育や相談支援を実施します。
離乳食教室 (もぐもぐ教室) (再掲)	こどもが離乳食初・中期を迎える保護者の方を対象に離乳食教室を開催します。
学校における食育の推進	サケ稚魚の放流や田植え、野菜栽培などの体験学習などの機会を提供し、地域産業や食料についての理解を深めるとともに、地場産品を活用した特色ある学校給食の提供に努めます。

## (3)思春期保健対策の推進

取組	取組の概要
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達段階に応じて、健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する指導を実施します。
性教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理学的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を実施します。
思春期保健におけるネットワークの推進	学校やPTA、関係機関による性や薬物等に関する学習会やネットワークづくりを目的とした会議を開催し、思春期保健の理解を進めるとともに、相談支援体制を整えるためのネットワークづくりを推進します。
思春期の相談体制づくりの推進	身体や心、性に関する不安、悩み等に対する相談体制づくりを図り、思春期におけるこどもの支援に努めます。

## 基本目標4 生きる力を育む教育とこども・若者の健全育成の推進

子どもの生きる力を育む教育の推進、幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校の連携強化による、切れ目のない支援の推進、保護者や地域住民の協力による地域に開かれた学校づくりを目指した取組を行います。

また、学校以外の場での安心安全な子どもの活動の幅を広げ、スポーツ、文化、芸術など多様な学びの推進及び機会の提供に向けた環境整備に努めます。

### 数値目標

指標項目	基準値	目標値
授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している幼稚園・保育所・認定こども園の数	11施設 (令和5年度末)	11施設 (令和10年度末)

### 推進する施策

#### (1)次代の親の育成に向けた教育の推進

取組	取組の概要
年齢や世代を超えた交流の促進	保育所や幼稚園において、年齢や世代を超えた交流を促進し、ふれあいを通しての社会性の醸成を図ります。 また、中学生・高校生のインターンシップ(就業体験、職場体験)による社会人との交流を通して、働くことの大切さの育成に努めます。
思春期教室	市内の学校において妊婦疑似体験や赤ちゃんふれあい体験を行い、乳児とその親との交流を通して、生命の尊さ、親になることの喜びを感じる教育を推進します。
ほくと親子ふれあいブックスタート事業	4か月児健診に来所した赤ちゃんと保護者を対象に本の読み聞かせをして絵本をお渡しし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくります。
両親学級・栄養教室(再掲)	管理栄養士による講話や調乳体験、妊婦体験など母親・父親を対象として実技を含めた教室を行います。

#### (2)学校等における子どもの生きる力の育成

取組	取組の概要
きめ細やかな指導の推進	一定学年以上の36人学級には、1学年に1名の補助教員を配置し、きめ細やかな学習指導を行います。 また、小中学校での日常生活や学習に教育的支援が必要な児童生徒を学校内で支援する学習支援員を配置します。
小規模校による特色ある教育の推進	特認校制度を活用し、小規模校ならではの少人数による地域の特性を活かした教育活動を推進します。

取組	取組の概要
こどもへの切れ目のない支援	授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を実施し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校との連携強化を図ります。
学ぶ環境づくりの推進	今後も計画的な施設整備や安全点検、教材備品等の更新を行うほか、新しい時代に対応したICT環境の充実を図ります。
国際理解の推進	外国語指導助手の配置による、英語教育を通じての国際理解を図ります。

### (3)家庭や地域における教育力の向上

取組	取組の概要
コミュニティスクールの推進	地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会を開催し、学校と地域との連携による特色ある学校づくりと開かれた学校運営の推進を図ります。
PTA活動の推進	PTA活動を通して、保護者相互の交流や親睦を図り、研修会等で自らを高め、児童生徒の健全育成と安全確保の推進を図ります。
子ども会や町内会育成部活動の推進	子ども同士の活動や地域の大人との世代間交流など、様々な活動や体験を通して、こどもと地域が相互の理解を深めながら、互いに成長し合えるよう、子ども会や町内会育成部活動の充実を図ります。
読み聞かせによる親子の絆の醸成	絵本の読み聞かせを通じて、小さな頃から本を読むことの楽しさを感じてもらい、また、親子の絆を深めてもらえるよう、読み聞かせ事業の推進を図ります。

### (4)こども・若者の健全育成の推進

取組	取組の概要
スポーツ活動の推進	各種のスポーツ教室やスポーツ大会、スポーツ少年団活動に関わる指導者の交流等を推進するとともに、スポーツ活動を通して児童の体力の向上と心身の健全な育成に努めます。
児童生徒対外競技等参加補助金(再掲)	市内の小中学校が学校教育活動として行われる対外競技等において、全国又は全道大会へ出場する場合に補助金を交付します。
北斗市子ども対外競技等参加経費補助(再掲)	北斗市に住所を有する小中学生が対外競技等において、全国又は全道大会に出場する場合に経費の一部を補助します。
文化、芸術活動の推進	学校内外においてこどもたちの余暇の時間で、地域の文化団体・サークル等の方々と文化や芸術活動などの体験型の活動の環境整備に努めます。
「読書の通帳」の発行	図書館で借りた本の履歴を印字することができる「読書の通帳」を発行し、読書活動の促進を図ります。

取組	取組の概要
地域における健全育成の推進	子どもが伸び伸びと過ごすことができるよう、地域行事やイベントへの参加・体験ができる環境づくりを、町内会などと連携・協力し、児童の健全育成に努めます。
子どもチャレンジ講座	子どもたちの余暇の時間を有効活用するために、地域の文化団体・サークルと連携し、子どもたちに様々な文化・体験活動の場を提供します。
ほくほく講座	子どもたちに様々な文化・芸術体験活動の場を提供するため、大野ぎおんばやし・ニュースポーツなど地域の文化団体・サークルと連携を図りながら、よりニーズに合った多種多様な講座を企画します。
イングリッシュキャンプ	外国人(ALTや留学生)とオールイングリッシュによる生活体験や地域交流事業を通じ、「生きた英語」に親しみ・学ぶ機会をつくります。
きつずアドベンチャー	年齢が異なる子どもたちが集まり、北斗市の恵まれた自然の中で様々な体験活動を通じ、たくましい青少年の育成を図ります。
ほくと学ジュニア検定	北斗市を担う子どもたちが、市の歴史や文化・自然環境などへの興味を高め、より一層の郷土愛を育むよう、市で作成した小学校社会科副読本を主に活用した「ほくと学ジュニア検定」を実施しています。
情報モラル教育の充実	スマートフォンやタブレット等情報機器の正しい利用法について理解し、子どもたちが有害情報等に巻き込まれることのないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。
指導活動の推進	青少年の非行を未然に防止するため、北斗市青少年指導員などの関係機関と連携し、街頭などの指導活動を推進します。
適応指導教室の推進	不登校の児童生徒に対して、学校生活や社会生活に適応して生きる力を身に付けさせるため、適応指導教室における指導を推進します。
放課後児童クラブ (再掲)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごさせることを目的として、放課後児童クラブを開設します。

## 基本目標5 安全で快適な生活環境の整備

こどもやこども連れでの行動に心理的な負担や不安などが生じないよう、親子が安全に安心して伸び伸びと自由に行動できる生活環境の整備を推進します。

さらに、こどもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、こどもの一人歩きに不安を感じなくとも済む、まちづくりに取り組みます。

### 数値目標

指標項目	基準値	目標値
遊具の安全点検実施率	100.0% (令和6年度)	100.0% (令和11年度)

### 推進する施策

#### (1)住み心地の良い住環境の確保

取組	取組の概要
市営住宅の整備	北斗市市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な整備及び維持管理を推進します。
北斗市空き家バンク	北斗市内の空き家の賃貸・売買情報を、空き家の利用を希望する方に紹介します。
北斗市空き家バンク利活用事業補助金	北斗市空き家バンクに登録された物件を、居住目的で購入又は賃借された方に対し、空き家の改修費などを助成します。

#### (2)こどもの居場所の確保

取組	取組の概要
公園の整備・維持管理	こどもたちが身近で自然に親しむことができる、地域の特色をもった公園の整備・維持管理を推進します。 また、こどもたちが安全に遊ぶことができるよう、老朽化した遊具の安全点検と更新を実施します。
放課後児童クラブ（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごさせることを目的として、放課後児童クラブを開設します。

### (3)交通安全対策の推進

取組	取組の概要
通学路の交通安全対策	北斗市通学路交通安全対策プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ります。 また、北斗市町会連合会などの主催による「通学路の安全を進める大会」の開催を支援し、通学路の安全対策を推進します。
子どもの交通事故防止対策の推進	北斗市交通安全推進委員会の活動を通じて、チャイルドシート着用の指導、交通安全教室等を実施します。
交通安全対策の充実	子どもたちを交通事故から守るため、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

### (4)防犯対策の推進

取組	取組の概要
不審者対策の推進	警察等関係機関との連携により、不審者情報を公表します。また、「こども110番の家」「防犯ステーション」の周知等により、子どもの安全確保に努めます。
地域と一体となった子どもの見守り活動	町内会の協力により、子どもの登下校時の見守り活動や防犯研修会、防犯パトロール等を実施します。
防犯カメラの設置	通学路等における犯罪の抑止を目的として、公共施設の屋外に防犯カメラを設置し運用します。
防犯灯・街灯の整備促進	町内会等に対し、防犯灯、街灯の整備や電気料に対する助成を行い、夜間等の外出の安全確保を図ります。

## 基本目標6 支援を必要とすることも・若者や家庭の支援

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とすることも等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携により、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、教育・保育等に携わる者の専門性の向上や関係機関との連携で、各施策を総合的に推進します。

### 数値目標

指標項目	基準値	目標値
児童虐待件数	69件 (令和5年度)	50件 (令和10年度)
児童発達支援センター数	1箇所 (令和5年度末)	1箇所 (令和11年度末)
ヤングケアラー実態把握のためのアンケート調査	1回 (令和5年度)	1回 (令和10年度)

### 推進する施策

#### (1)児童虐待防止対策の推進

取組	取組の概要
乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業) (再掲)	母子保健推進員や保健師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供などを行います。
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
利用者支援事業 (こども家庭センター) (再掲)	妊娠婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援班」を統合した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊娠婦や子育て家庭への切れ目ないサポートを行います。
児童虐待の早期発見	民生委員・児童委員をはじめとした地域の関係機関等と連携して、児童虐待の早期発見に努めます。
児童虐待防止対策の充実	北斗市要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、被虐待児やその家庭に対して継続的な援助・支援を行います。

## (2)ひとり親家庭等への支援

取組	取組の概要
ひとり親家庭やDV被害者の相談・支援	母子又は父子家庭やDV被害者に対して母子・父子自立支援員・児童家庭相談員による相談を行い、必要な支援を行います。
遺児手当・遺児育英資金	病気や事故で生計の中心者が亡くなった家庭に対して遺児手当・遺児育英資金を支給します。
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭の母又は父とその子どもを対象に、健康保険が適用される医療費の助成を行います。
母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭に対する生活資金や修学資金などの貸付を行います。
児童扶養手当	ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給します。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父の就労に効果的な資格取得にかかる受講料等の一部を助成します。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が看護師等の高度な技能を取得する場合に助成します。
北斗市奨学金制度（再掲）	高等学校や大学等に進学する場合に学資の貸付を行います。 また、奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合には奨学金の償還を免除します。

## (3)障がい児支援の推進

取組	取組の概要
発育や発達の遅れの早期発見	発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査の一層の充実を図るなど、母子保健活動に努めます。 また、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問指導を行い、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対しては、早期療育への円滑な移行を図ります。
障がい児福祉サービスの提供	障害児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスなど障がいのある子どもを支援するためのサービスの充実を図ります。
障がい児の教育・保育施設での受入促進	保育所等及び放課後児童クラブにおける障がい児の受入促進を図ります。
特別支援教育の推進	小・中学校の特別支援学級、通級指導教室において、障がいのある子どもの個々の状態や特性に合わせた教育を推進します。 また、特別支援教育コーディネーターと連携し、障がいのある子どもへの適切な支援を行うよう努めます。
障がいの特性に配慮した教育の充実	障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関等との密接な連携を図るとともに、教育研修の充実を図り、専門性の高い教員の配置に努めます。
自立支援協議会の推進	北斗市、函館市、七飯町の2市1町で設置した函館地域障害者自立支援協議会を通じて、障がい児支援の充実を図ります。
児童発達支援センター	関係機関の協力により児童発達支援センターを運営し、療育を必要とする子どもへの支援を行う場を提供します。

取組	取組の概要
発達障がい児支援の推進	地域の支援拠点として、北海道発達障害者支援センターを活用し、発達障がいのある児童や家庭に対する総合的な支援を推進します。 また、保護者が発達障がいについて相談しやすい体制や情報提供に努めます。
障害児福祉手当	一定の要件を満たした重度の障がいのあるこどもに、障害児福祉手当を支給します。
特別児童扶養手当	一定の要件を満たした障がいのある子どもの親又は養育者に特別児童扶養手当を支給します。
重度心身障がい者医療費制度	一定の要件を満たした障がいのある子どもに医療費の助成を行います。

#### (4) 困難な状況に置かれた若者への支援

ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が気軽に相談できる場や人とのつながりをもてる場を提供するなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

取組	取組の概要
北斗市生活相談支援センター	生活全般にわたる困りごと(暮らしや住まい、仕事、ひきこもり等)の相談窓口として北斗市生活相談支援センターを北斗市社会福祉協議会内に設置し、自立相談支援や就労準備支援などを実施します。
こころの健康に関する相談窓口	渡島保健所が実施しているこころの健康相談窓口や北海道いのちの電話など、支援を必要としている若者に相談窓口の周知を行います。
就労への支援	市役所庁内に無料職業紹介所及び求人情報を提供するとともに、はこだて若者サポートステーションやハローワークはこだてとの連携を通じて、就労場所を求める若者への支援を行います。
北斗市奨学金制度 (再掲)	高等学校や大学等に進学する場合に学資の貸付を行います。 また、奨学金の貸付を受けた人のうち一定の条件を満たす場合には奨学金の償還を免除します。

#### (5) 重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を保ちながら関連事業を位置付け、子ども・子育て支援サービス等との効果的な連動を図ることで、北斗市全体の福祉の向上を目指します。

取組	取組の概要
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制」を構築し、推進していきます。

## 第7章

# 子ども・子育て支援事業計画

## 1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子  
ど  
も  
の  
た  
め  
の  
現  
金  
給  
付

子どものための現金給付	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
妊婦のための支援給付【新規：令和7年4月1日施行】	
妊婦の認定時及び子どもの人数届出時に給付金を支給	
乳児等のための支援給付【新規：令和8年4月1日施行】	
こども誰でも通園制度	

こ  
そ  
れ  
ぞ  
に  
要  
な  
接

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業【こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型追加】
②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
③妊婦健康診査事業
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病児保育事業(病児・病後児保育事業)
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑭子育て世帯訪問支援事業【新規：令和6年4月1日施行】(努力義務)
⑮児童育成支援拠点事業【新規：令和6年4月1日施行】(努力義務)
⑯親子関係形成支援事業【新規：令和6年4月1日施行】(努力義務)
⑰妊婦等包括相談支援事業【新規：令和7年4月1日施行】(努力義務)
⑱産後ケア事業【新規：令和7年4月1日施行】(努力義務)
⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規：令和7年4月1日施行】(努力義務)
仕事・子育て両立支援事業
企業主導型保育事業、企業主導型ハビーシッター利用者支援事業
働き方等の多様化に対応した子育て支援事業【新規：令和8年10月1日施行】
1歳未満のこどもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援

## (1)子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付(施設型給付、地域型保育給付)に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

## (2)子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	幼稚園、認定こども園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号) 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

## 2 教育・保育の提供区域

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本市の現状は、市内の幼稚園、保育所、認定こども園の所在する地域の児童の利用がほとんどですが、それ以外の地域の園児も市内各所から入園していることから、地域を細分化せずに市全域を1つの区域として設定することで施設を有効に利用することができます。

また、市内中心部には自家用車等で30分以内に移動可能なため、本市の教育・保育の提供区域は下記のとおり市全域を1つの区域として設定します。

### (1)教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定(3~5歳)	1区域 (市全域)	市内中心部に自家用車等で30分以内に移動可能なため、市全域を1つの区域として設定します。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0~3歳)		

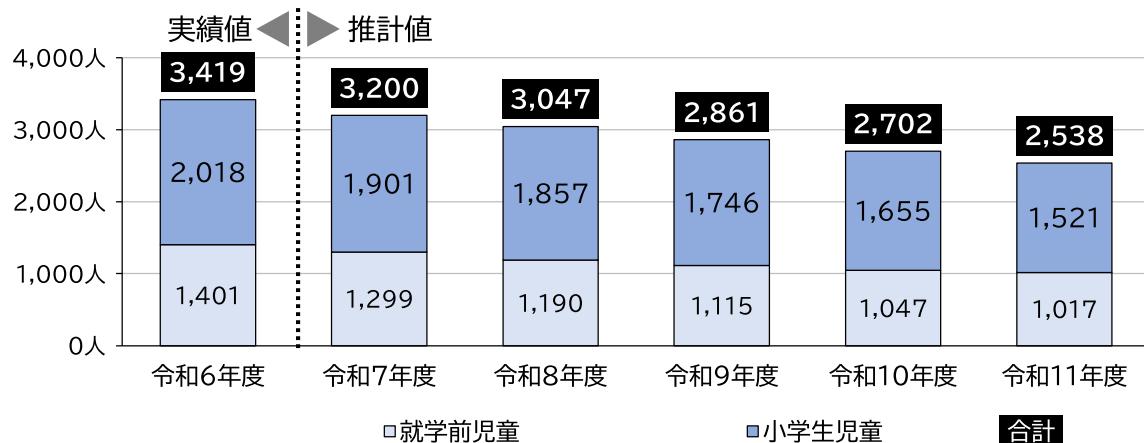
### (2)地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) ⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 (病児・病後児保育事業) ⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯産後ケア事業 ⑰乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	1区域 (市全域)	市内中心部に自家用車等で30分以内に移動可能なため、市全域を1つの区域として設定します。

### 3 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえてコーホート変化率法により算出しました。

#### ■児童人口の将来推計



#### ■就学前児童数の推計値

(単位:人)

	実績値		推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳	166	170	166	162	160	156	
1歳	194	173	178	173	169	167	
2歳	235	194	173	178	173	169	
3歳	244	235	193	173	178	173	
4歳	282	244	235	193	173	178	
5歳	280	283	245	236	194	174	
合計	1,401	1,299	1,190	1,115	1,047	1,017	

※実績値:住民基本台帳人口、推計値:コーホート変化率法に基づく推計

#### ■小学生児童数の推計値

(単位:人)

	実績値		推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
6歳	288	280	283	245	236	194	
7歳	329	287	279	282	244	235	
8歳	326	328	287	279	282	244	
9歳	355	326	328	287	279	282	
10歳	325	355	326	328	287	279	
11歳	395	325	354	325	327	287	
合計	2,018	1,901	1,857	1,746	1,655	1,521	

※実績値:住民基本台帳人口、推計値:コーホート変化率法に基づく推計

## 4 教育・保育事業の提供体制

計画期間内における教育・保育事業の現在の利用状況や利用意向等を含めた「量の見込み」(ニーズ量)に対し、本市における幼稚園・保育所・認定こども園の提供体制を「確保方策」として下記のとおり定めます。

### ■1号認定(幼稚園・認定こども園／3歳以上)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	377	333	298	270	260
1号認定	164	145	130	118	113
2号認定で教育の意向が強い	213	188	168	152	147
確保方策	430	430	430	430	430
幼稚園・認定こども園	210	210	210	210	210
幼稚園・認定こども園 +預かり保育	220	220	220	220	220

### ■2号認定(保育所・認定こども園／3歳以上)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	391	346	309	280	270
確保方策 《保育所・認定こども園》	551	551	551	551	551

### ■3号認定(保育所・認定こども園／3歳未満)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	306	292	291	284	279
2歳	133	118	122	118	116
1歳	96	99	96	94	93
0歳	77	75	73	72	70
確保方策 《保育所・認定こども園》	341	341	341	341	341
2歳	99	99	99	99	99
1歳	157	157	157	157	157
0歳	85	85	85	85	85

## 5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

### (1)利用者支援事業

こどもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■利用者支援事業の量の見込み

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1

### (2)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では地域子育て支援センター及び子育て支援拠点施設のほかに出張ひろばを今後も継続して設置します。

#### ■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ回数/月)	520	500	496	486	476
利用回数(延べ回数/月)	700	700	700	700	700
実施施設数(箇所)	6	6	6	6	6
子育て支援センター	3	3	3	3	3
子育て支援拠点施設	2	2	2	2	2
子育て支援拠点施設 出張ひろば	1	1	1	1	1

### (3)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	受診者数(人)	170	166	162	160	156
	延べ受診回数(回)	1,765	1,724	1,682	1,662	1,620
確保方策	受診者数(人)	200	200	200	200	200
	延べ受診回数(回)	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進員や保健師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業の情報提供などを行う事業です。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		170	166	162	160	156
確保方策(人)		200	200	200	200	200

### (5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

養育支援訪問事業で実施していた、育児・家事援助支援は令和6年度から子育て世帯訪問支援事業として新設されました。

本市では令和6年度から子育て世帯訪問支援事業を類似事業として実施しています。

### (6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

#### ■子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)		1	1	1	1	1
確保方策(延べ人数)		1	1	1	1	1

## (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市は七飯町と共同でファミリー・サポート・センターの設置・運営を行っています。

### ■子育て援助活動支援事業(就学児のみ)の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	759	741	697	660	607
確保方策(延べ人数)	850	850	850	850	850

## (8)一時預かり事業

### ①一時預かり事業(幼稚園型)

幼児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援するため、在園児を幼稚園や認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

### ■一時預かり事業(幼稚園型)の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	24,739	21,852	19,555	17,718	17,061
確保方策(延べ人数)	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000

### ②一時預かり事業(一般型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、保育所、認定こども園その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

### ■一時預かり事業(一般型)の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	1,314	1,204	1,128	1,059	1,029
確保方策(延べ人数)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

## (9)延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所等において保育を実施する事業です。

### ■延長保育事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	321	292	274	256	248
確保方策(人)	400	400	400	400	400

## (10)病児保育事業(病児・病後児保育事業)

病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### ■病児保育事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	338	310	290	272	265
確保方策(人)	400	400	400	400	400

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与える、健全な育成を図る事業です。

### ■放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	登録者数(人)	625	588	537	497	448
	小学1年生	162	163	141	136	112
	小学2年生	149	143	144	124	120
	小学3年生	142	113	108	109	94
	小学4年生	96	87	69	66	67
	小学5年生	56	52	47	37	35
	小学6年生	20	30	28	25	20
確保方策	登録者数(人)	630	630	630	630	630
	実施箇所数(箇所)	16	16	16	16	16

## (12)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

### ■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ人数)	80	73	69	65	63
確保方策(延べ人数)	100	100	100	100	100

## (13)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

本市では当事業の対象となるケースは稀であり、個別のケースごとに学校や市役所窓口等における相談対応や先生や保健師等による支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童がいた場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

## (14)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

本市では当事業の対象となる世帯ケースは稀であり、個別のケースごとに市役所窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があつた場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

## (15)妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

### ■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ回数)	340	332	324	320	312
確保方策(延べ回数)	400	400	400	400	400

## (16)産後ケア事業

出産後1年未満の母子を対象に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行います。

### ■産後ケア事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	150	147	143	141	138
確保方策(人)	200	200	200	200	200

## (17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通っていない0歳から2歳の子どもを対象に、就労要件等を問わず、全ての家庭に平等な子育て支援を提供するとともに、その保護者との面談を通じ適切な情報提供や支援を実施することにより、孤立した子育てを防ぐことを目的とし、親が就労していない場合でも幼稚園、保育所、認定こども園などで時間単位にこどもを預けられる制度です。

### ■乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	14	14	13	12	12
0歳児	4	4	4	4	4
1歳児	5	5	5	4	4
2歳児	5	5	4	4	4
確保方策(人)	0	15	15	15	15
0歳児	0	5	5	5	5
1歳児	0	5	5	5	5
2歳児	0	5	5	5	5

## 6 教育・保育の一体的提供の推進

### (1)認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

### (2)質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、こどもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。教育・保育施設に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とすることもに対しては、障がい児福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

### (3)地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

全てのこどもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めています。

こどもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、こどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### (4)教育・保育施設と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、教育・保育施設は幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めます。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

### (1)適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性、事業者の運営等にも配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。

### (2)北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

## 8 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実

### (1)こどもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健診の場、子育て支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等も活用して普及啓発活動を行います。

### (2)児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体の自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携を図ります。

### (3)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあることから、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

#### (4)障がい児施策の充実

障がいのあるこどもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、こども自身が自立し、社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのため、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげます。

## 第8章

# 計画の推進

## 1 市民や地域、関係団体等との連携

本計画は、次代を担うこどもたちが心身ともに健やかに育つための適切な環境づくりを、家庭や行政だけではなく地域や社会全体の課題として捉え、その実現に向けて取り組んでいこうとするものです。

本計画を実行するためには、行政、家庭、地域、関係団体等がそれぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携しながら、こどもや子育て中の家庭が健康で安全に安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指すことが重要です。

そのためにも、市民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、PTA、社会福祉協議会、町会連合会(町内会)、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア団体、民間企業など多くの関係機関・団体と連携を図り、計画の推進を目指します。

## 2 庁内の推進体制

本計画は、児童福祉分野にとどまらず、保健、教育、都市計画、住宅、交通安全、防犯など分野が多岐にわたることから、庁内の関係部署との連携・強化を図ることが重要となります。

本計画を確実に推進するために、関係部署と各施策の実施について相互に連携・調整を図りながら、計画の全体的な進行を把握し継続的に取り組んでいくこととします。

## 3 計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民や関係団体などが一体となって取り組んでいく必要があります。

本計画をより実効性のあるものにするために、引き続き市のホームページや広報紙などによる情報発信を行うとともに、関係団体等とも連携しながらPR活動に努めます。

資料編

## 北斗市子ども・子育て会議設置要綱

[平成26年5月8日制定・北斗市訓令第8号]

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、北斗市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 北斗市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、委員12名以内で構成する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係・団体の代表
- (2) 教育関係機関の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) 保護者の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第6条 会議に会長及び副会長を各1名置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(議事)

第8条 会議の議長は、会長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、民生部子育て支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(北斗市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 北斗市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱(平成21年北斗市訓令第28号)は、廃止する。

附 則(平成29年1月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月31日訓令第17号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各訓令の規定に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 北斗市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	氏名	所属団体・役職	備考
福祉	佐々木 若子	社会福祉法人侑愛会 浜分こども園 園長	
福祉	小池 寿美子	社会福祉法人生博愛会 第二東光保育園 園長	
福祉	田中 幸憲	北斗市民生委員児童委員連合会 会長	
福祉	柳谷 友明	北斗市社会福祉協議会 会長	
福祉	松代 祐子	北斗市母子保健推進委員会 会長	
教育	浦田 慎一	北斗市校長会 会長(上磯中学校 校長)	副会長
教育	堀 浩介	学校法人ゆうあい学園 ゆうあい幼稚園 園長	
教育	岡 陽子	学校法人函館大谷学園 函館大谷短期大学附属大野幼稚園 園長	
市民団体	大折 伸明	北斗市町会連合会 会長	会長
保護者	佐々木 善史	北斗市PTA連合会 会長(上磯小学校PTA会長)	
保護者	齊藤 舞	七重浜こども園父母会 会長	
保護者	渋谷 一世	大野保育園父母会 会長	

※敬称略

## 計画策定の経過

年月日	内 容
令和6年2月	子ども・子育て支援に係るニーズ調査
令和6年2月	子どもの生活についてのアンケート調査
令和6年8月6日(火)	令和6年度 第1回北斗市子ども・子育て会議 (1)北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画(仮称) の概要について (2)子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果について (3)子どもの生活についてのアンケート調査結果について (4)計画の策定スケジュールについて
令和6年11月5日(火)	令和6年度 第2回北斗市子ども・子育て会議 (1)第2期計画の事業評価について (2)北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画(仮称) のたたき台について
令和6年12月20日(金)	令和6年度 第3回北斗市子ども・子育て会議 (1)北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画の素案 について (2)北斗市放課後児童健全育成事業の今後の委託方針について
令和6年12月26日(木) ～令和7年1月24日(金)	パブリックコメント
令和7年2月27日(木)	令和6年度 第4回北斗市子ども・子育て会議 (1)パブリックコメントの実施結果について (2)北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画(案)に ついて

## ニーズ調査結果について

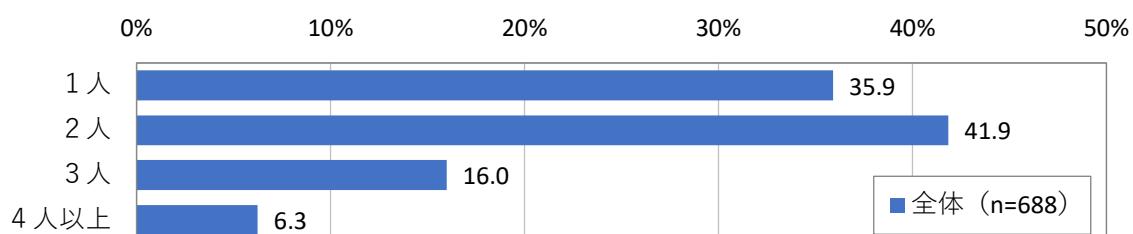
### (1)世帯の状況について

#### ①世帯の状況

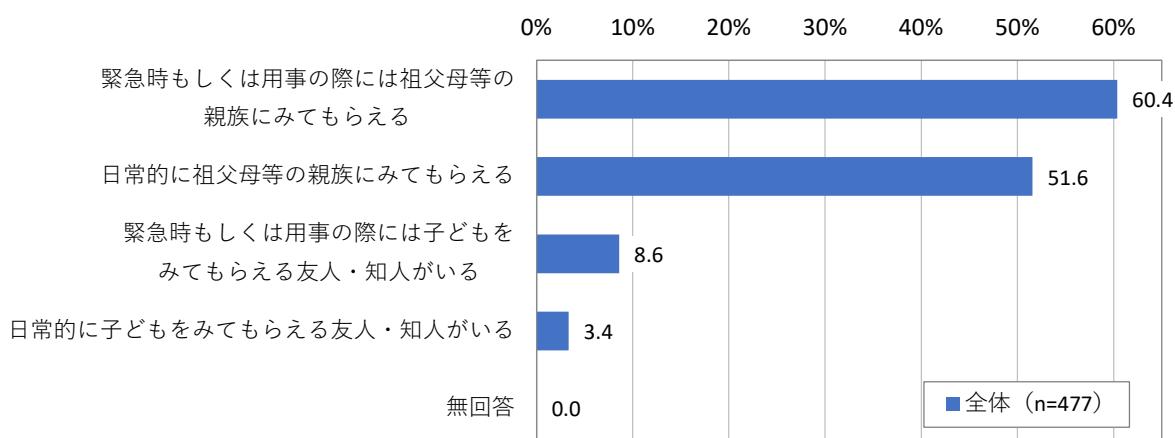
世帯あたりの子どもの人数は、「2人」が41.9%で最も多く、次いで「1人」(35.9%)、「3人」(16.0%)、「4人以上」(6.3%)となっています。

子どもをみてもらえる親せきや友人・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(60.4%)、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(51.6%)が多くなっています。

#### ■子どもの人数



#### ■子どもをみてもらえる親せきや友人・知人の有無(複数回答)

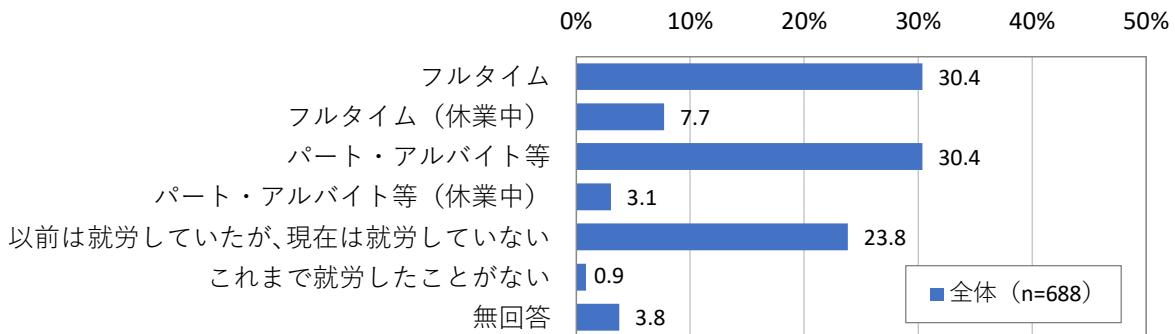


## ②母親の就労状況

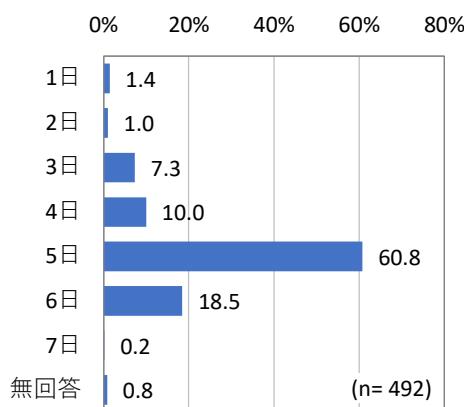
母親の現在の就労状況は、「フルタイム」「パート・アルバイト等」がそれぞれ30.4%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」(23.8%)が続いています。

パート・アルバイト等を含めた週あたりの就労日数は「5日」(60.8%)、1日あたりの就労時間は「8時間以上9時間未満」(35.8%)が最も多くなっています。

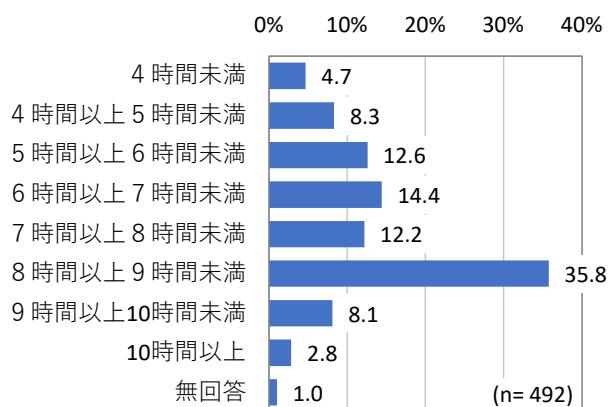
### ■母親の就労状況



### ■週あたりの就労日数



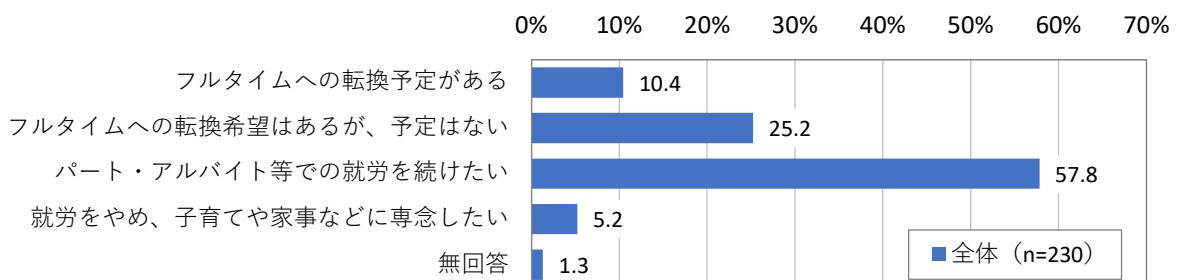
### ■1日あたりの就労時間



### ③アルバイト等で就労している母親の就労意向

パート・アルバイト等で就労している母親にフルタイムへの転換意向をたずねたところ、「パート・アルバイト等での就労を続けたい」が57.8%で最も多くなっています。

#### ■パート・アルバイト等で就労している母親の就労意向

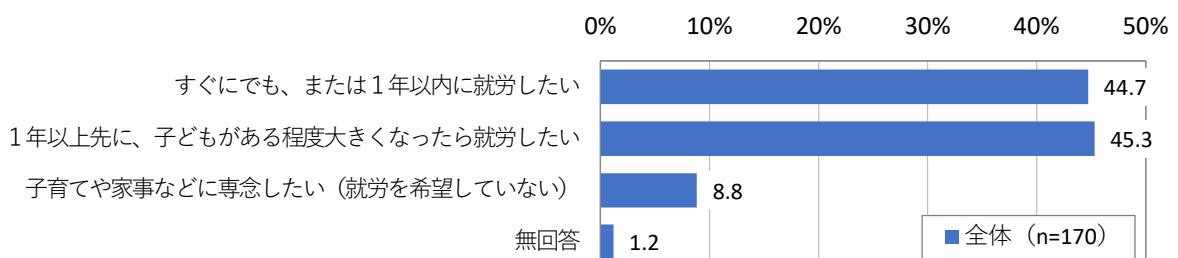


### ④未就労の母親の就労意向

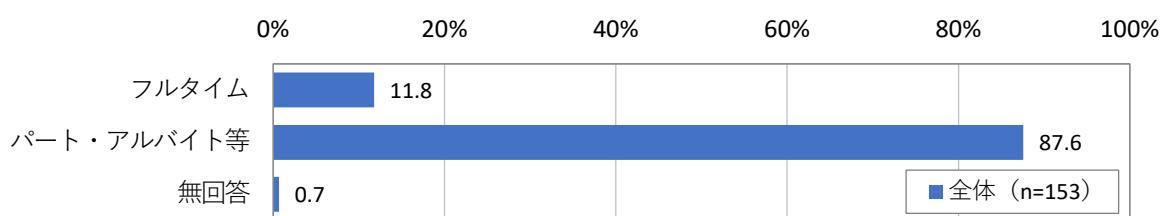
未就労の母親に今後の就労意向をたずねたところ、「1年以上先に、子どもがある程度大きくなったら就労したい」(45.3%)、「すぐにでも、または1年以内に就労したい」(44.7%)がほぼ同率で多くなっています。

就労意向のある母親が希望する就労形態は、「パート・アルバイト等」が87.6%を占めています。

#### ■未就労の母親の就労意向



#### ■未就労の母親の希望する就労形態



## (2) 子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況について

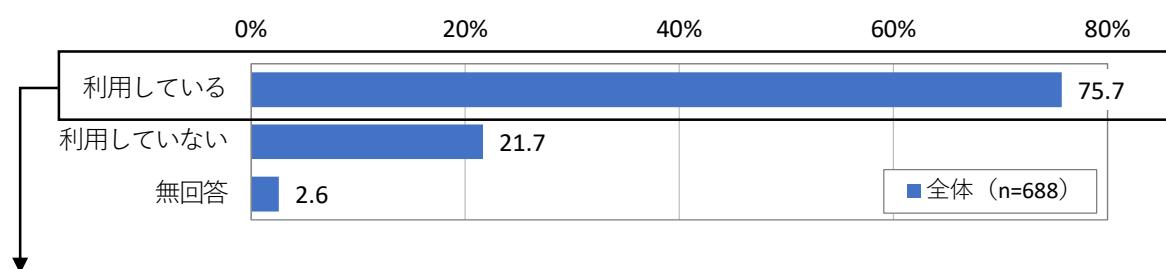
### ① 平日の利用状況

現在、定期的な教育・保育事業を「利用している」人は75.7%となっています。

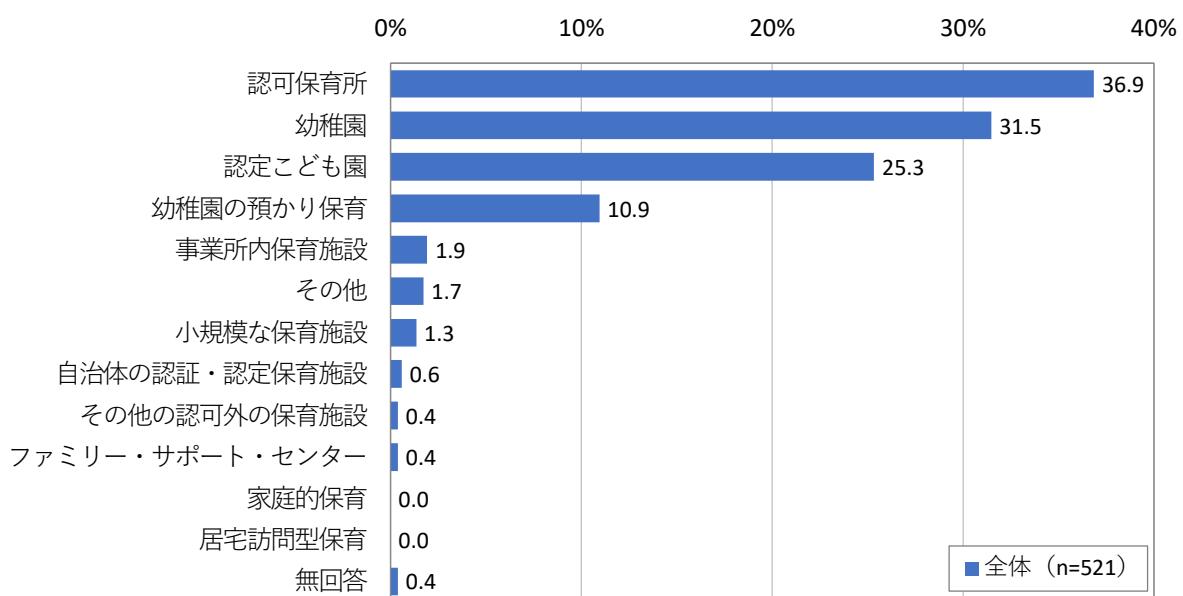
利用している教育・保育事業の中では、「認可保育所」が36.9%で最も多く、次いで「幼稚園」(31.5%)、「認定こども園」(25.3%)が続いています。また、利用している教育・保育事業の場所は、「北斗市内」が83.7%を占めています。

現在、教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が46.3%で最も多く、次いで「利用する必要がない」(38.3%)が続いています。

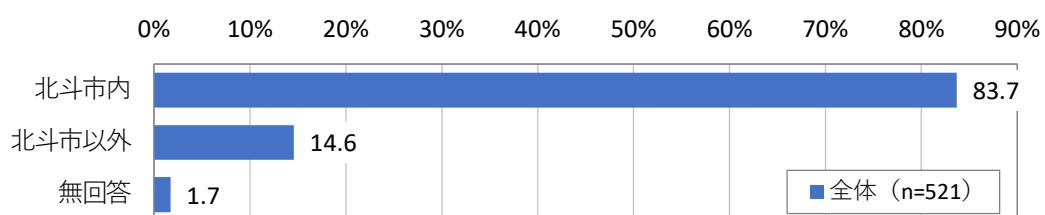
#### ■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



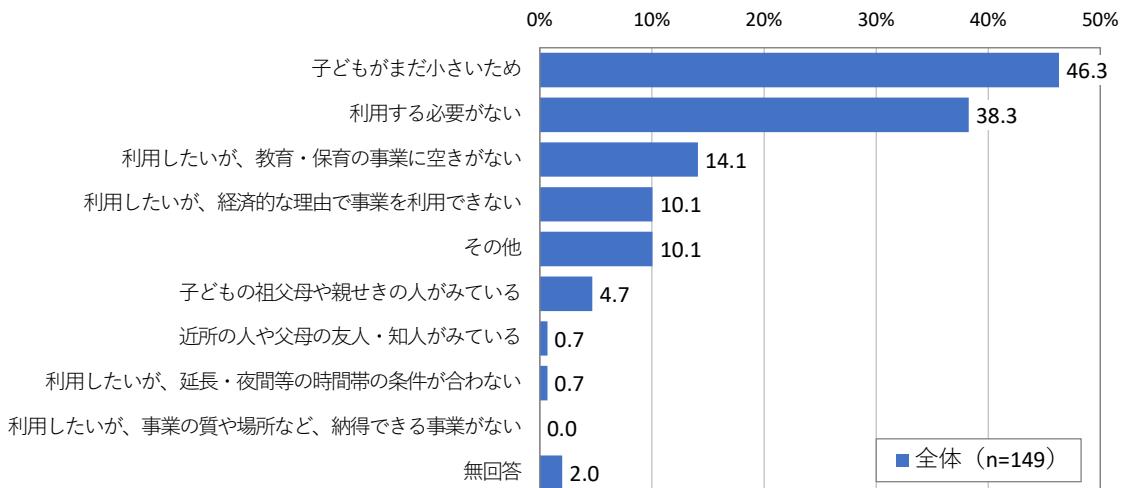
#### ■ 利用している教育・保育事業の種類(複数回答)



#### ■ 現在、利用している教育・保育事業の場所



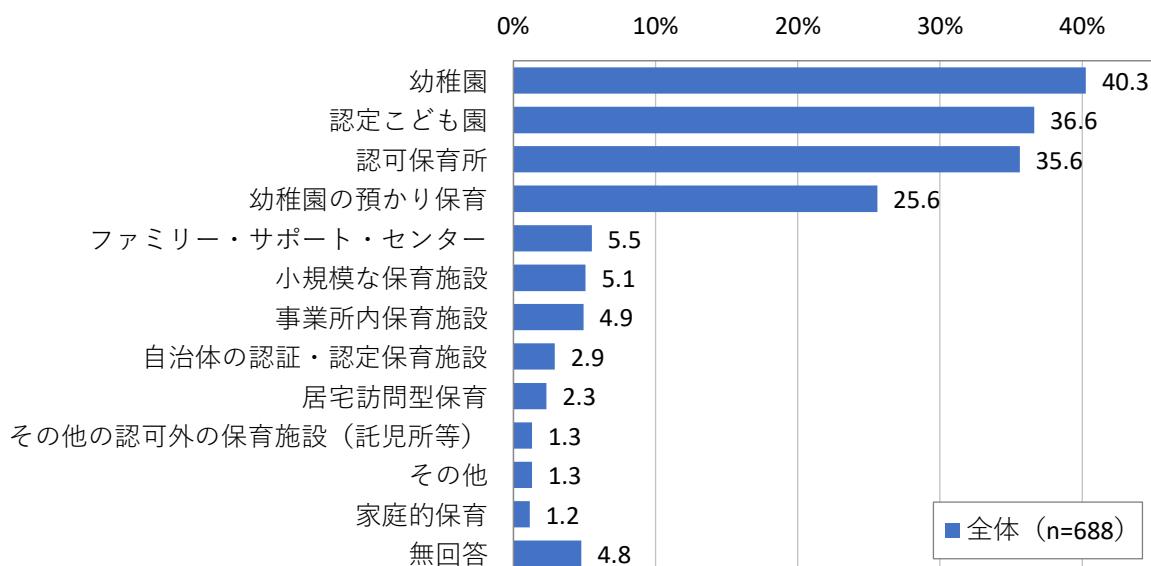
## ■教育・保育事業を利用していない理由



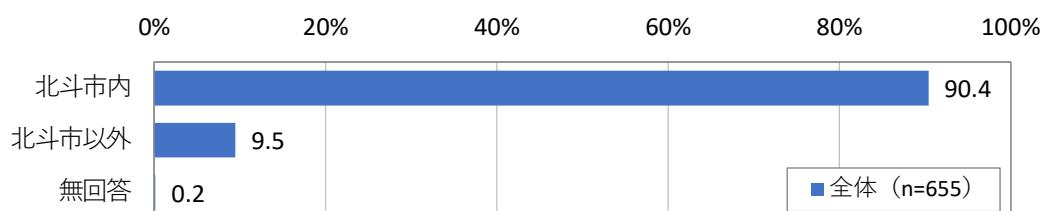
## ②平日に「定期的」に利用したいサービス

今後、定期的に利用したい教育・保育事業の種類は、「幼稚園」が40.3%で最も多く、次いで「認定こども園」(36.6%)、「認可保育所」(35.6%)が続いています。また、利用したい場所は、「北斗市内」が90.4%を占めています。

## ■利用したい教育・保育事業の種類(複数回答)



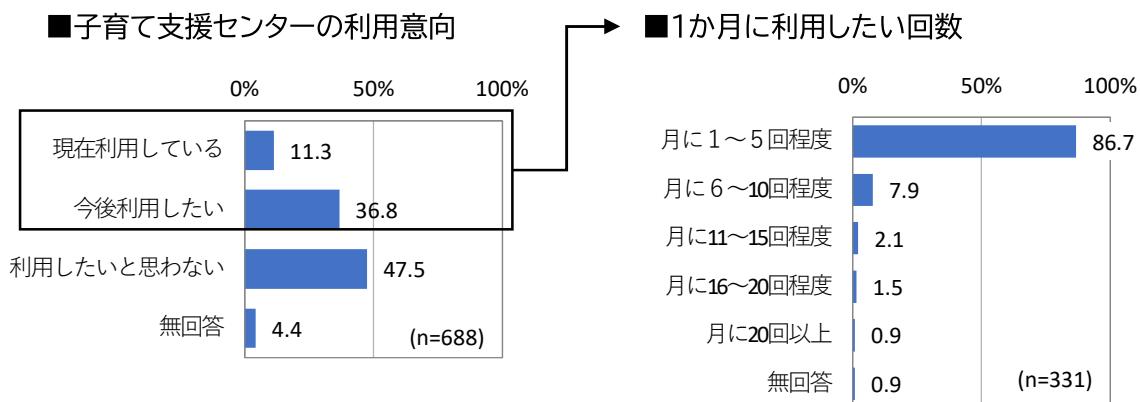
## ■教育・保育事業を利用したい場所



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

子育て支援センターを「現在利用している」「今後利用したい」の合計は48.1%となっています。

また、「現在利用している」「今後利用したい」と回答した人が希望する利用回数は、「月に1～5回程度」(86.7%)が最も多くなっています。

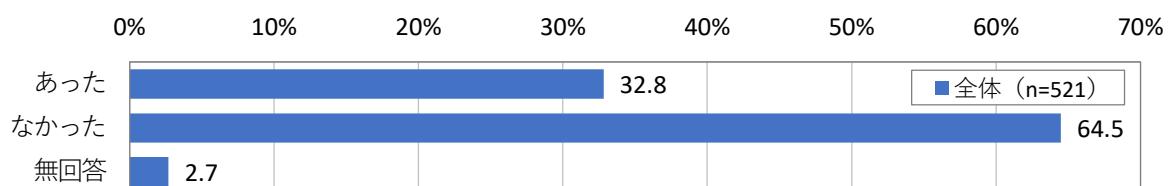


### (4) こどもが病気の際の対応について

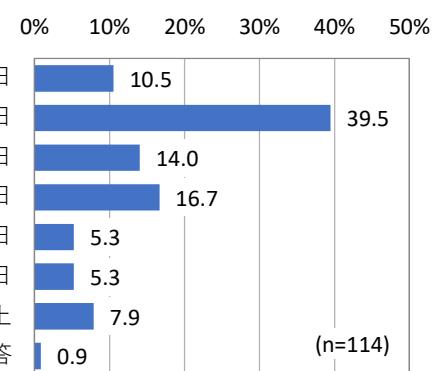
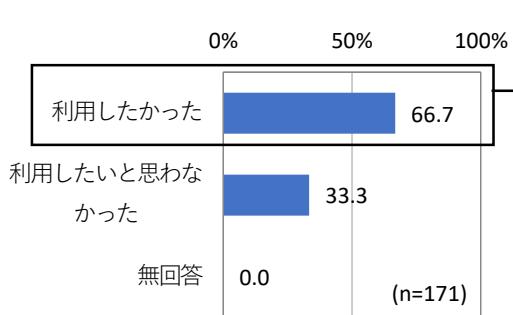
病気などで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」人は32.8%となっています。

また、その際にできれば病児・病後児のための保育施設等を「利用したかった」人は66.7%で、希望する1年間の利用日数は「6～10日」(39.5%)が最も多くなっています。

#### ■過去1年で子どもの病気や怪我で通常の事業が利用できなかった経験



#### ■病児・病後児の保育施設の利用意向

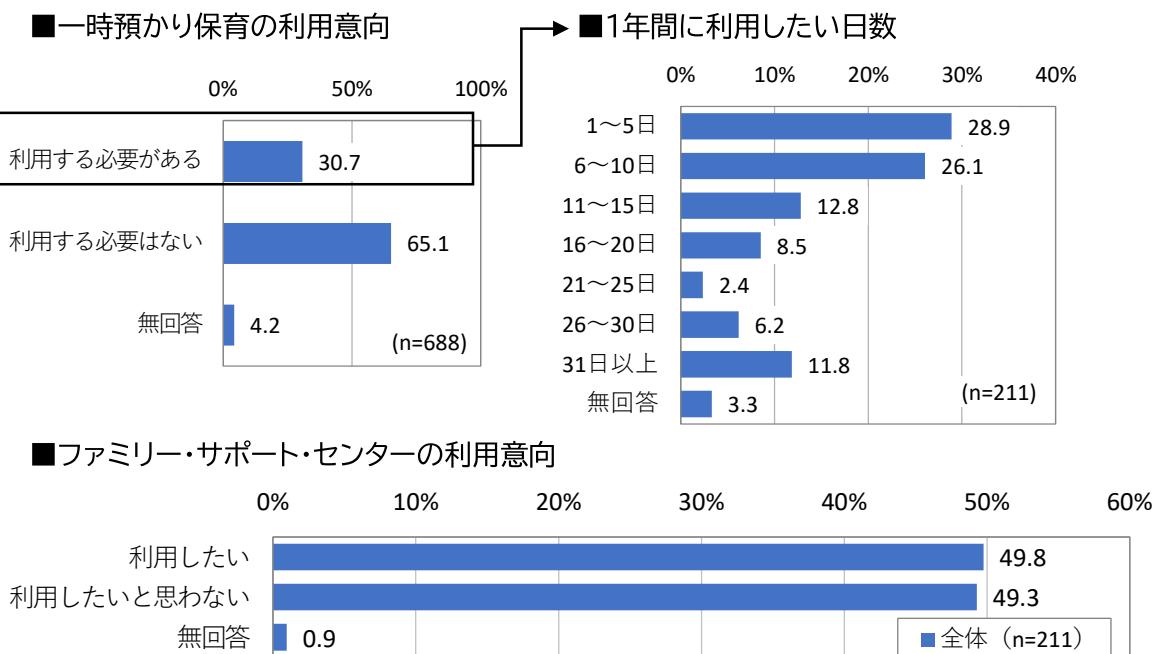


## (5) こどもの不定期の教育・保育や宿泊を伴う一時預かり等の事業について

### ①一時預かり保育の利用について

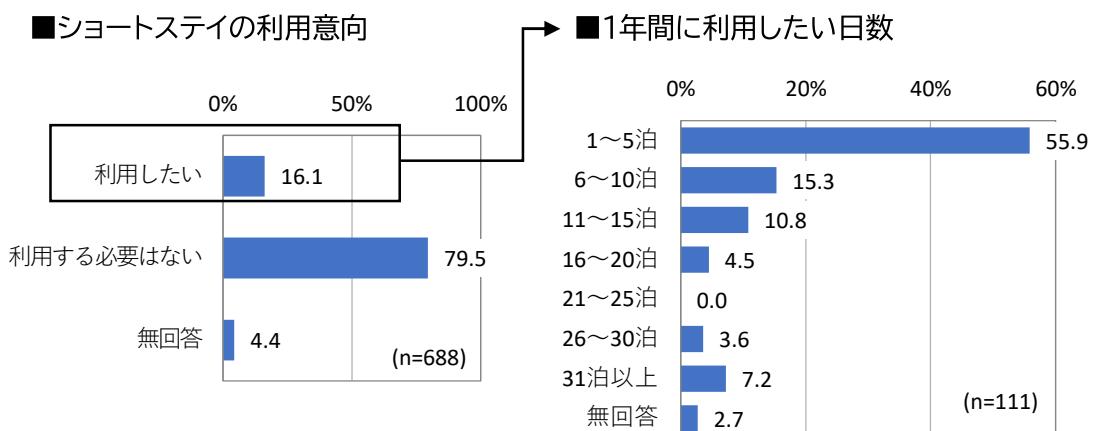
冠婚葬祭等のやむを得ない理由や育児負担を軽減するために、保育所で一時的にこどもを預かる事業（一時預かり保育）を「利用する必要がある」人は30.7%で、1年間に利用したい日数は「1～5日」（28.9%）、「6～10日」（26.1%）が多くなっています。

また、その際にファミリー・サポート・センターを「利用したい」人は49.8%となっています。



### ②ショートステイの利用について

冠婚葬祭、保護者や家族の育児疲れや家族の病気などで、お子さんを泊まりがけで預ける事業（ショートステイ）を「利用したい」人は16.1%で、希望する1年間の利用日数は「1～5泊」（55.9%）が最も多くなっています。

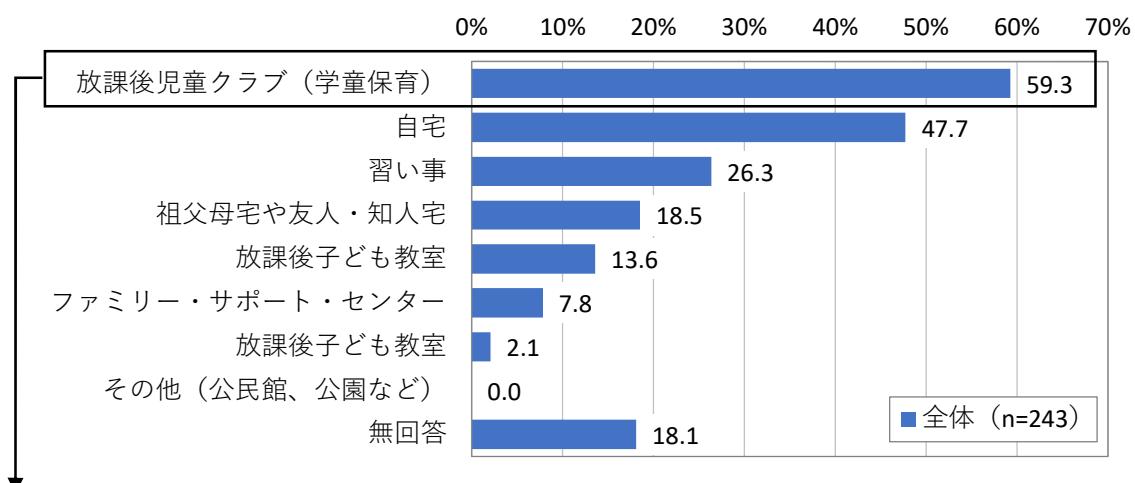


## (6)就学後の放課後の過ごし方について

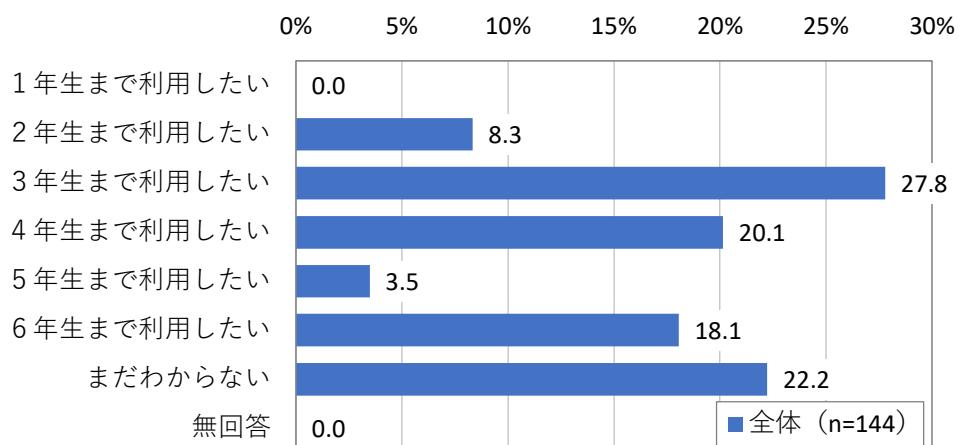
5歳以上のお子さんがいる保護者に対して、小学校入学後、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「放課後児童クラブ(学童保育)」が59.3%で最も多く、次いで「自宅」(47.7%)が続いています。

「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと考えている保護者は、「3年生まで利用したい」(27.8%)と考えている人が最も多く、「まだわからない」人は22.2%いる状況です。

### ■放課後に過ごさせたい場所(複数回答)



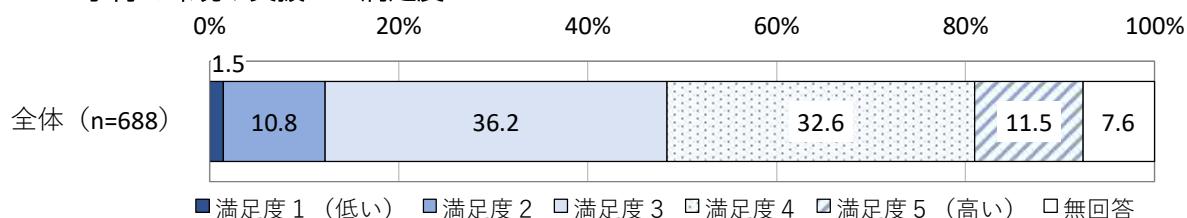
### ■放課後児童クラブを何年生まで利用したいか



## (7)子育て環境や支援への満足度について

地域における子育て環境や支援への満足度については、満足度の低い「満足度1」「満足度2」の合計が12.3%、満足度の高い「満足度4」「満足度5」の合計は44.1%となっています。

### ■子育て環境や支援への満足度



## 子どもの生活についてのアンケート調査結果について

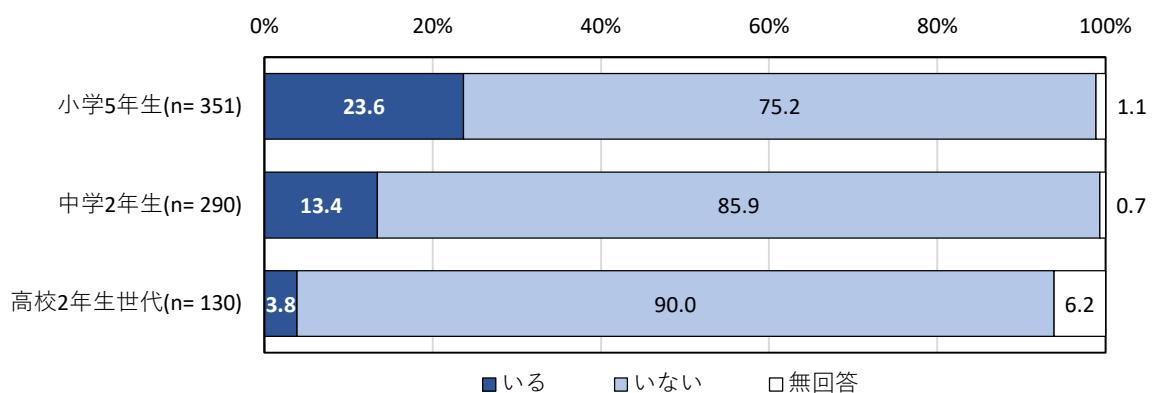
### (1)お世話をしている状況について

#### ①お世話をしている家族の有無

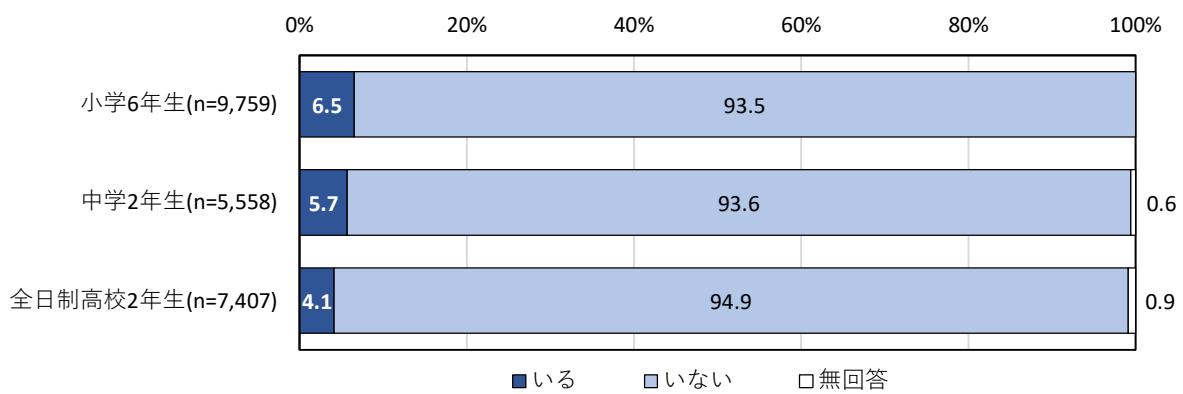
調査対象のこどもに対し、現在家族の中にお世話をしている人がいるかどうかたずねたところ、「いる」と回答した人は小学5年生が23.6%、中学2年生が13.4%、高校2年生世代が3.8%で、世代が低いほどお世話をしている人が多いと回答しています。

全国調査の結果と比べると、本市は小学5年生及び中学2年生でお世話をしている家族がいる人の割合が高くなっています。

#### ■お世話をしている家族の有無(北斗市)



#### ■お世話をしている家族の有無(全国)

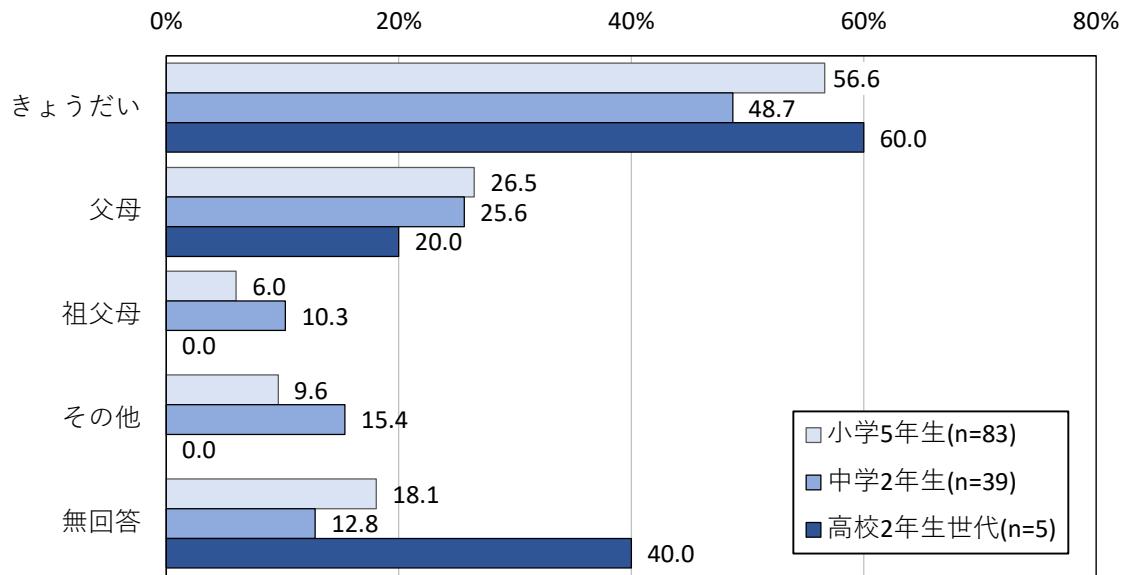


## ②お世話をしている家族

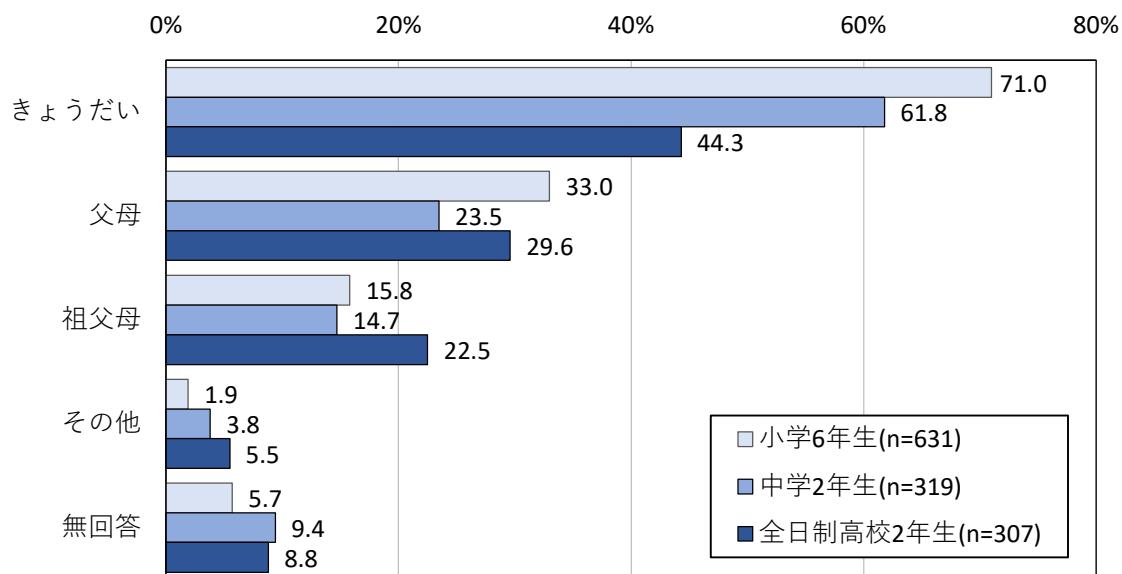
お世話をしている家族がいる人を対象に誰をお世話しているかたずねたところ、「きょうだい」がいずれの世代も半数前後となっており、次いで「父母」が続いています。

お世話をしている家族の傾向は全国調査においても「きょうだい」「父母」「祖父母」の順で多くなっており、本市の傾向は全国に近いと考えられます。

### ■お世話をしている家族(北斗市)



### ■お世話をしている家族(全国)



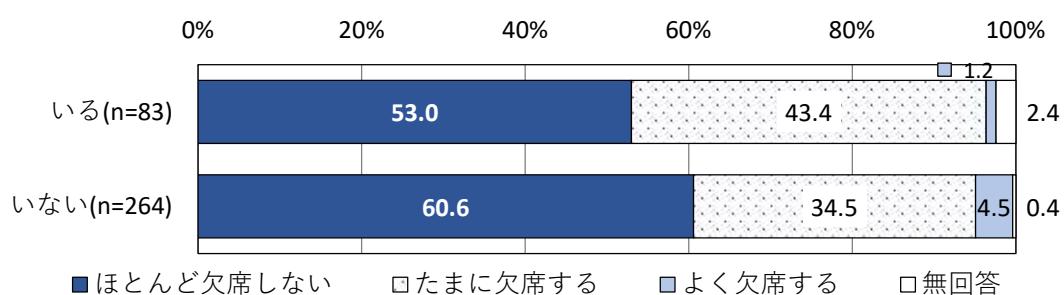
## (2)お世話による影響について

### ①お世話の有無別でみた学校や仕事の出欠状況

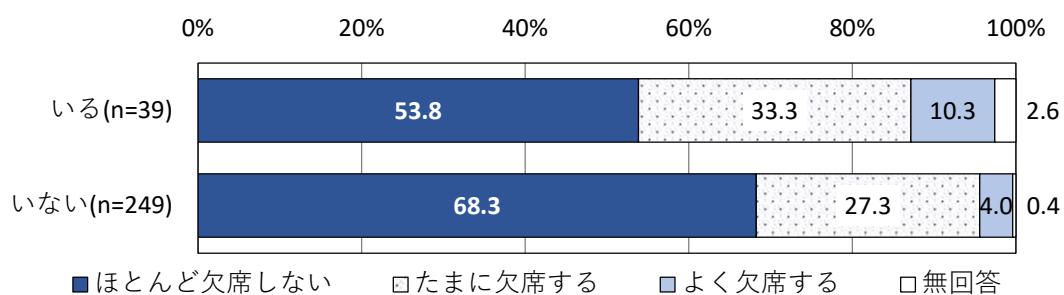
お世話をしている家族の有無別に学校や仕事の出欠状況をみると、「ほとんど欠席しない」の割合は小学5年生及び中学2年生でお世話をしている家族がいる人の方が低くなっています、特にお世話をしている家族がいる中学2年生は「よく欠席する」が10.3%で突出している状況です。

お世話をしている家族がいる高校2年生世代は「ほとんど休まない」が80.0%、「たまに休む」が20.0%となっています。

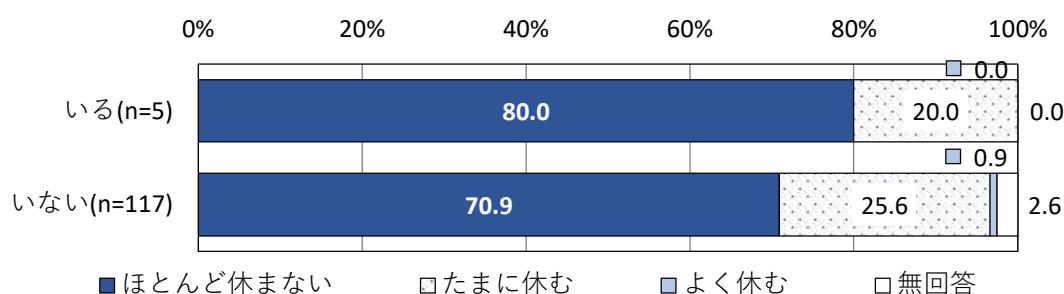
#### ■学校の出欠状況(小学5年生)



#### ■学校の出欠状況(中学2年生)



#### ■学校・仕事の出欠状況(高校2年生世代)



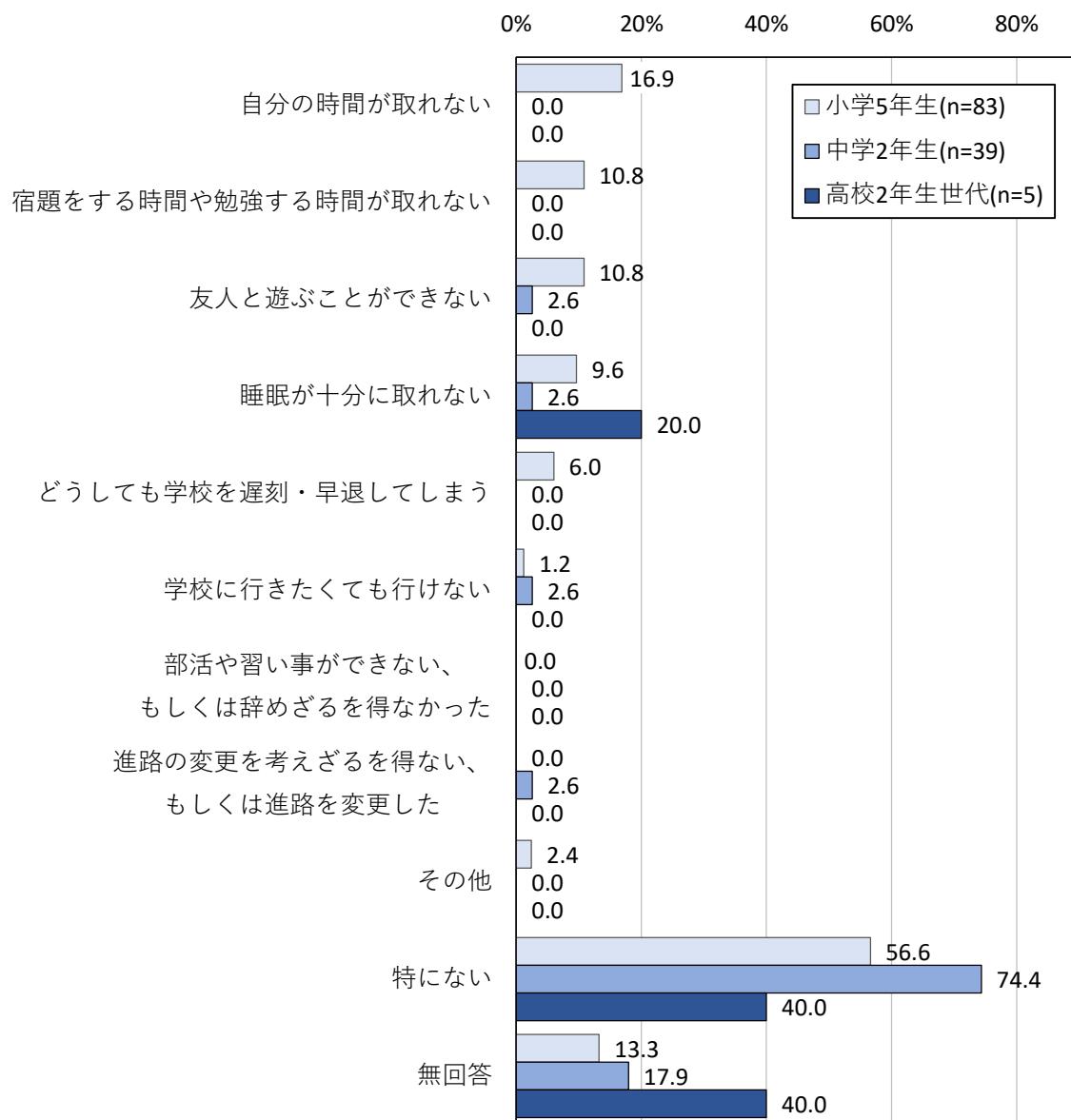
## ②お世話をすることできること

お世話をしている家族がいる人にお世話をすることでできることをたずねたところ、それぞれの世代で「特ない」が最も多くなっていますが、できないことの中では小学5年生で「自分の時間が取れない」(16.9%)、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」(10.8%)、「友人と遊ぶことができない」(10.8%)が上位回答となっています。

中学2年生は「友人と遊ぶことができない」「睡眠が十分に取れない」「学校に行きたくても行けない」「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」がいずれも2.6%となっています。

高校2年生世代は「睡眠が十分に取れない」が20.0%(1人)となっています。

### ■お世話をすることできること

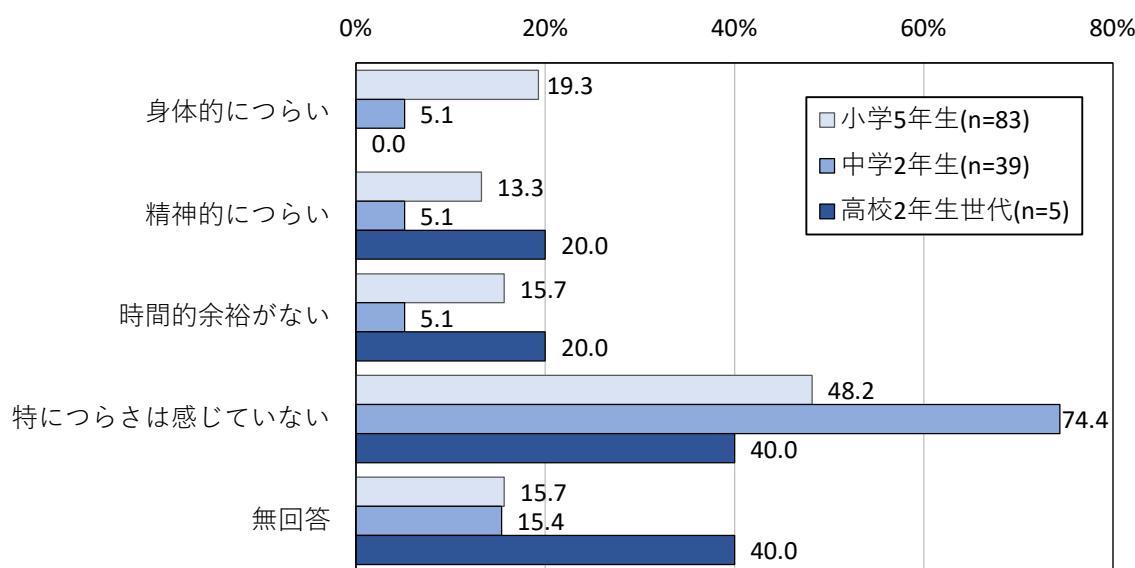


### ③お世話することのつらさ

お世話をしている家族がいる人にお世話することのつらさをたずねたところ、それぞれの世代で「特につらさは感じていない」が最も多くなっていますが、つらさの中では小学5年生は「身体的につらい」が最も多い、中学2年生は「身体的につらい」「精神的につらい」「時間的余裕がない」がいずれも5.1%の状況です。

高校2年生世代は「精神的につらい」「時間的余裕がない」がいずれも20.0%(1人)となっています。

#### ■お世話することのつらさ

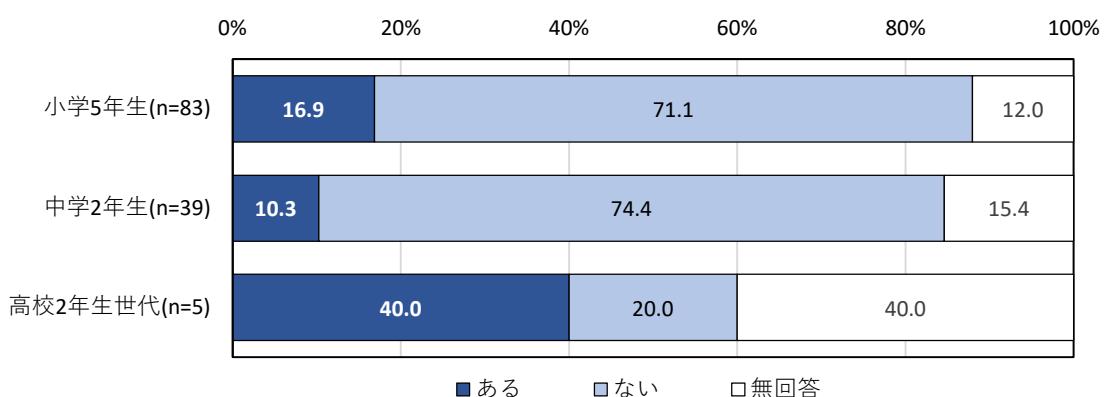


### (3)相談した経験の有無と相談相手について

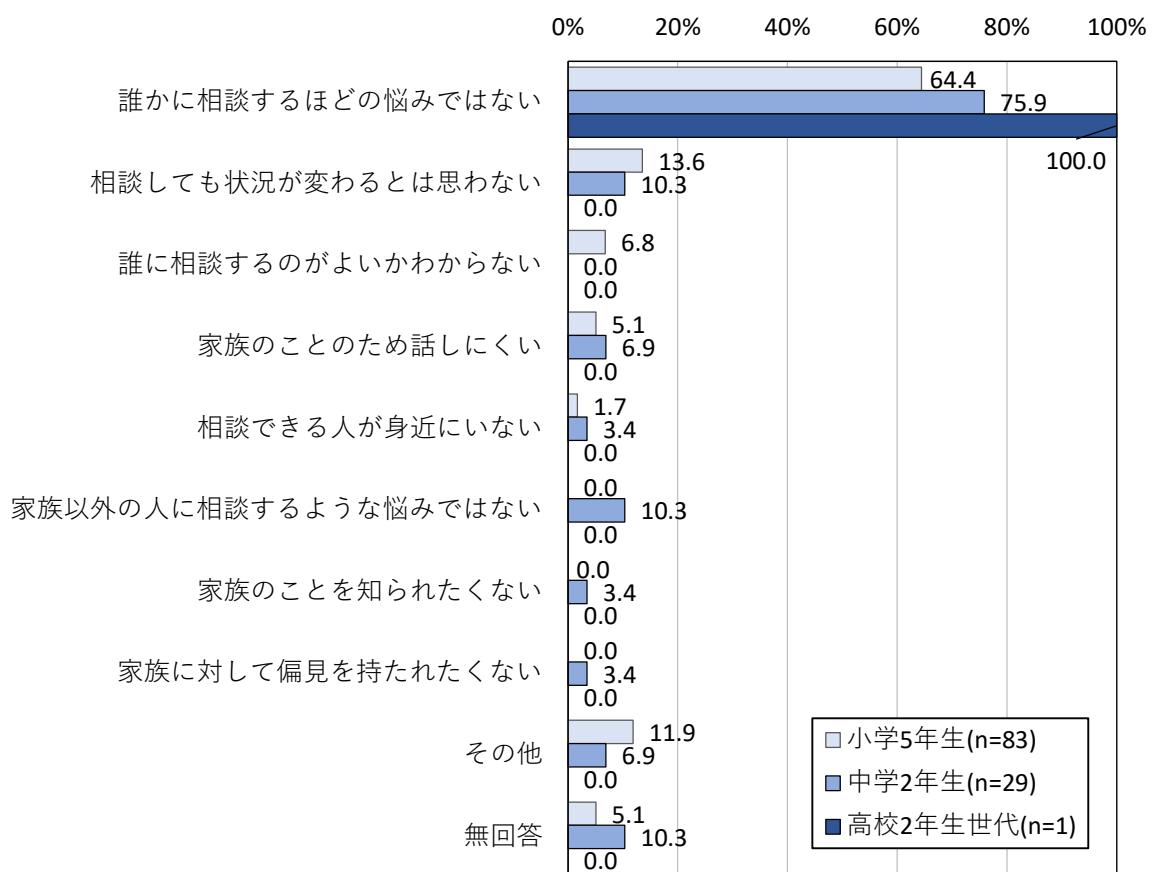
#### ①お世話について相談した経験の有無

お世話をしている家族がいる人にお世話について相談したことがあるかどうかたずねたところ、小学5年生及び中学2年生は相談したことがない人の割合が70%を超えており、相談したことがない理由は、「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も多くなっていますが、小学5年生及び中学2年生で「相談しても状況が変わるとは思わない」と回答している人が10%を超えています。

#### ■お世話について相談した経験の有無



#### ■お世話について相談したことがない理由

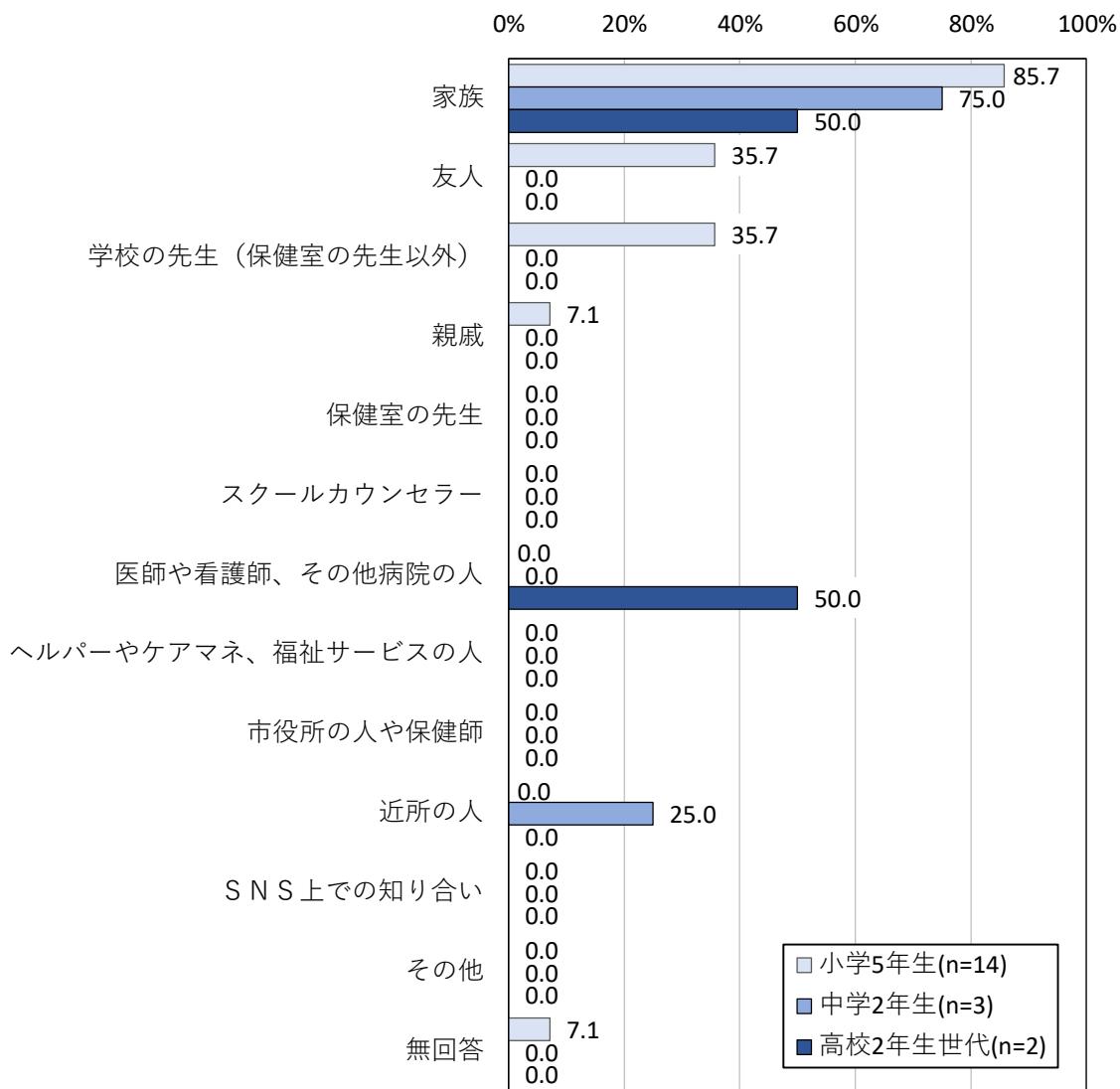


## ②お世話について相談した相手

お世話をしている家族がいる人にお世話について相談した相手をたずねたところ、小学5年生、中学2年生及び高校2年生世代のいずれも「家族」が最も多くなっています。

家族以外では、小学5年生は「友人」「学校の先生(保健室の先生以外)」、中学2年生は「近所の人」、高校2年生世代は「医師や看護師、その他病院の人」にも相談しています。

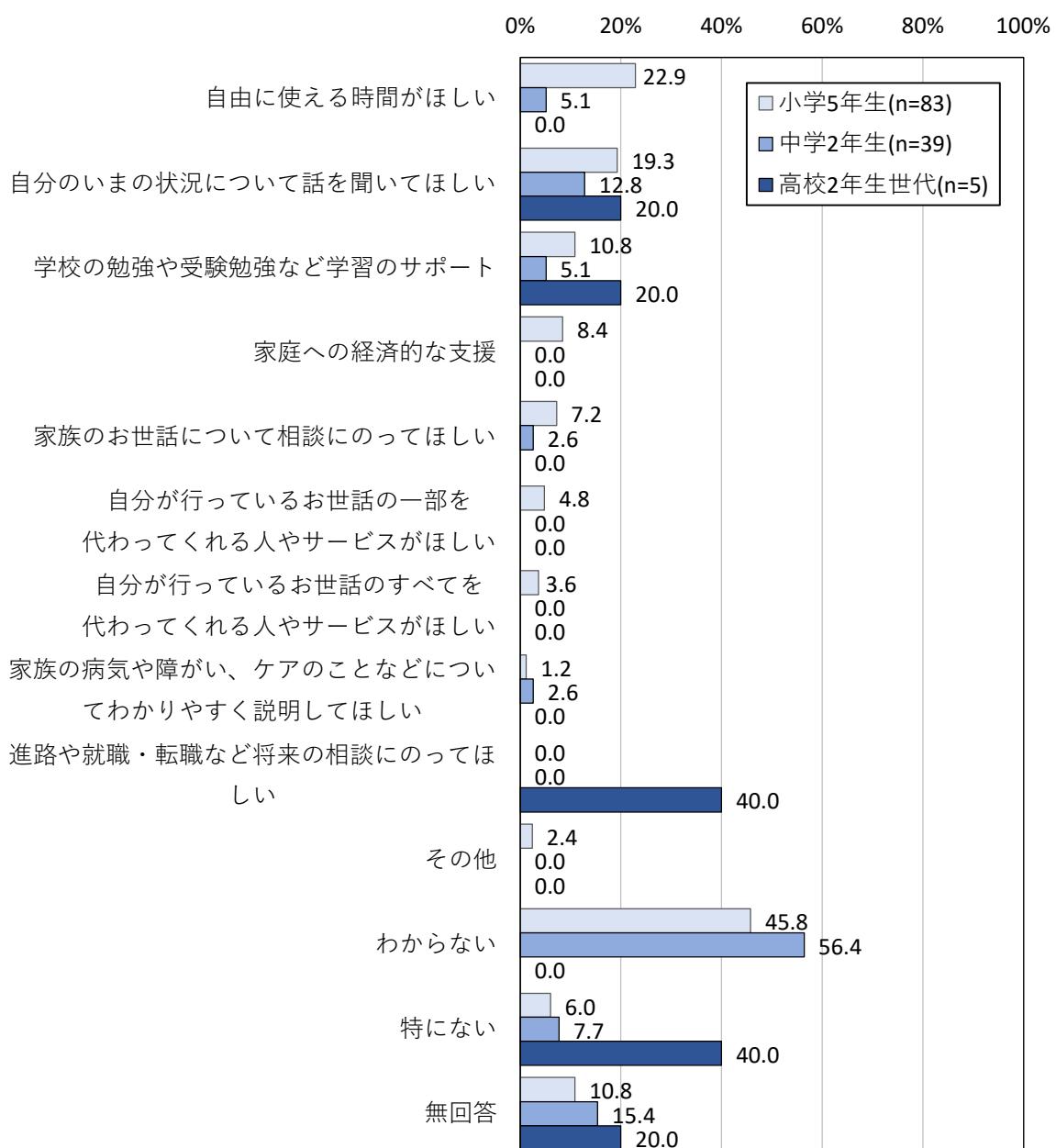
### ■お世話について相談した相手



### ③必要としている支援

お世話をしている家族がいる人に必要としている支援をたずねたところ、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」がいずれの世代でも上位回答になっているほか、小学5年生は「自由に使える時間がほしい」、高校2年生世代は「進路や就職・転職など将来の相談にのつてほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」も上位回答になっています。

#### ■必要としている支援



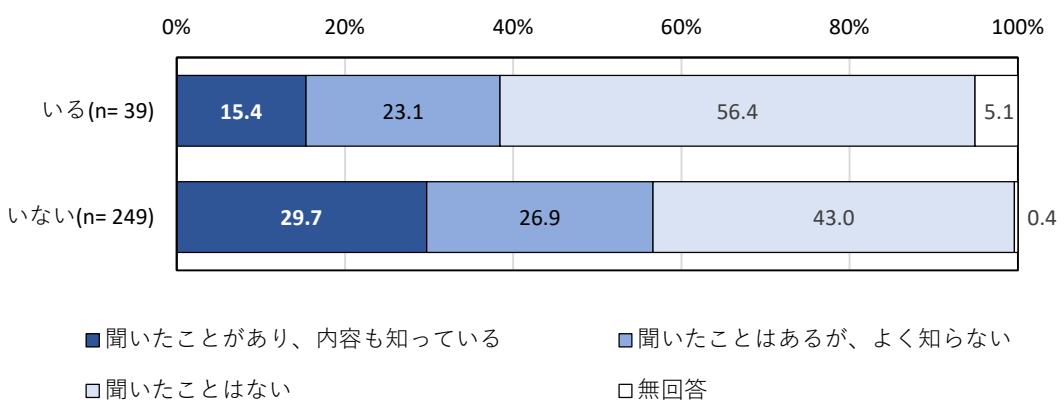
## (4)ヤングケアラーについて

### ①ヤングケアラーの認知度(お世話をしている家族の有無別)

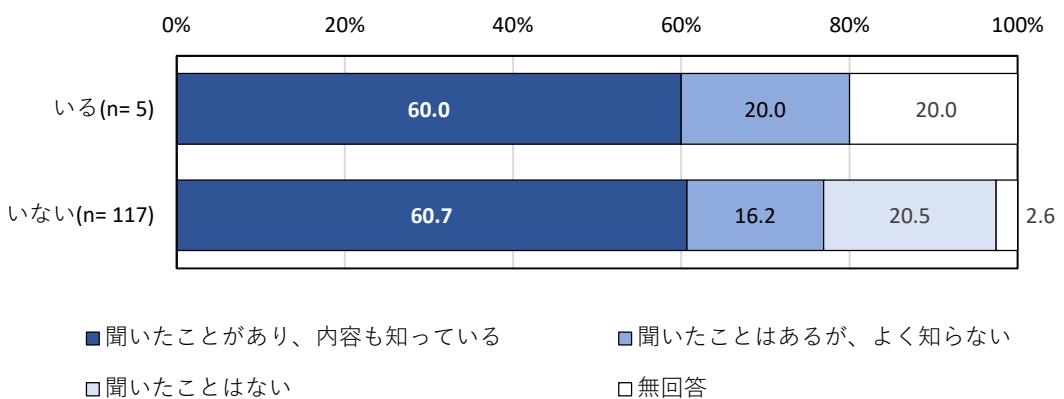
中学2年生でお世話をしている家族の有無別に「ヤングケアラー」という言葉を知っているかどうかのクロス集計を行ったところ、お世話をしている家族がいる人は「聞いたことがあり、内容も知っている」が15.4%でお世話をしている家族がない人の29.7%を下回っている状況です。

高校2年生世代はお世話をしている家族の有無によって「ヤングケアラー」の認知度に大きな差異はみられませんでした。

#### ■ヤングケアラーの認知度(お世話をしている家族の有無別／中学2年生)



#### ■ヤングケアラーの認知度(お世話をしている家族の有無別／高校2年生世代)



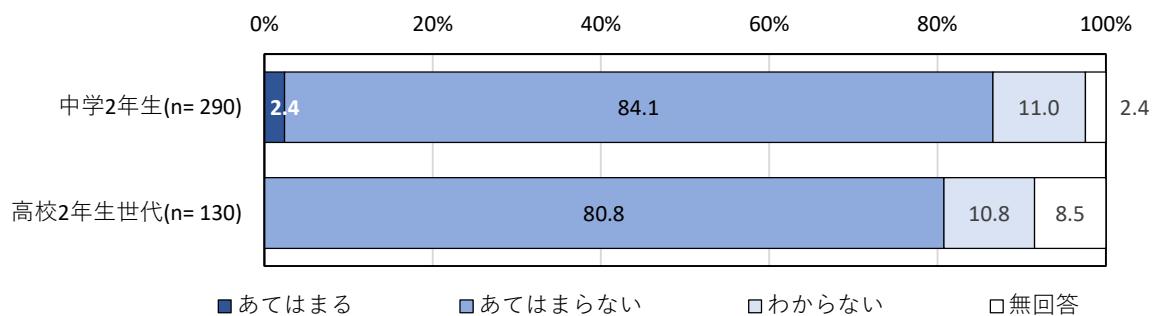
## ②自分がヤングケアラーにあてはまるかどうか

中学2年生を対象に自分がヤングケアラーにあてはまるかどうかたずねたところ、「あてはまらない」が84.1%、「わからない」が11.0%で、「あてはまる」と回答した人は2.4%にとどまっています。

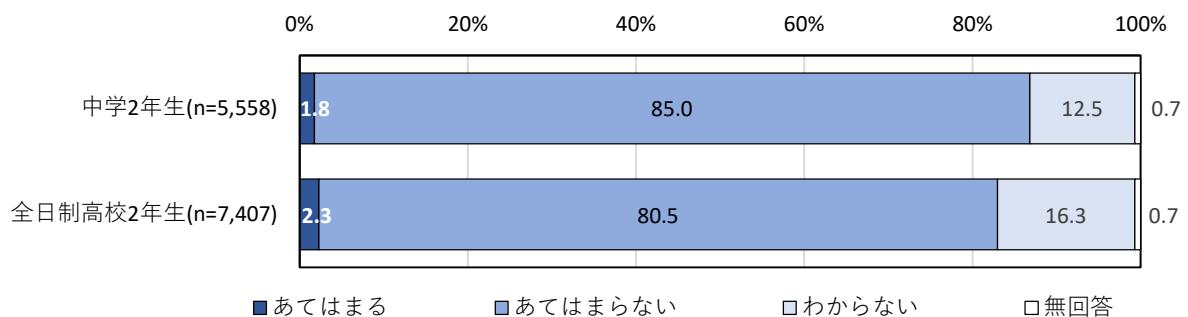
高校2年生世代は「あてはまらない」が80.8%、「わからない」が10.8%で、「あてはまる」と回答した人はいない状況です。

本市は自分がヤングケアラーにあてはまると考えている人の割合は全国と比べて大きな差異はみられない状況です。

### ■ 自分がヤングケアラーにあてはまるかどうか(北斗市)



### ■ 自分がヤングケアラーにあてはまるかどうか(全国)



## 用語の解説

### 【あ行】

#### 1号認定子ども

満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども。

#### 一時預かり事業(一般型)

保護者の病気や私用などにより一時に家庭での保育が困難な場合に、保育所や認定こども園などで一時に子どもを預かる事業。

#### 一時預かり事業(幼稚園型)

施設型給付を選択する幼稚園や認定こども園が、在園する1号認定の児童を、教育標準時間を超えて預かり保育を実施する事業。

#### インクルーシブ

英語で「包み込む」「包括的な」という意味。福祉政策においては「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」「全ての人が共生する」という理念を表している。

#### 延長保育事業(時間外保育事業)

保育所や認定こども園の開所時間(標準時間認定は11時間、短時間認定は8時間)の前後の時間において、さらに時間を延長して保育を行う事業。

#### 親子関係形成支援事業

子どもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていくよう、情報の提供、相談及び助言を実施。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業

### 【か行】

#### 核家族

夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、父親又は母親と未婚の子のみからなる家族。

#### 学校評議員制度

教育委員会から学校評議員として委嘱を受けた者が、校長の求めに応じ、教育活動の実施、地域社会及び家庭と学校の連携の促進等、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、又は助言を行う制度。

#### 家庭的保育事業

保育者(保育士資格をもつ人など)が保育所、幼稚園又は認定こども園と連携を図りながら、自宅等において、少人数の主に3歳未満の子どもの保育を行うこと。

## **休日保育事業**

保育所や認定こども園に通う子どもが保護者の仕事などにより、休日においても保育に欠ける子どもを保育所や認定こども園で保育する事業。

## **居宅訪問型保育事業**

保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行うこと。

## **ケアラー**

こころやからだに不調のある家族や近親者、友人、知人などの「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などを無償でおこなっている人のこと。ヤングケアラーもこれに含まれる(ヤングケアラーの項を参照)。

## **合計特殊出生率**

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女子が一生の間に産む子どもの数とされている。

## **高等職業訓練促進給付金**

母子家庭の母や父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関に通う場合、生活費の一部を支給するもの。

## **子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)**

保育所等への送迎、保育所終了後の託児などの育児援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録し、相互援助活動を行う会員組織。

## **子育て世帯訪問支援事業**

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

## **こども家庭センター**

子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援をおこなう施設。母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯等に対する一體的な支援を切れ目なく・漏れなく対応することを目的としている。また、周辺の関係機関とも協力しながら地域の中核的機関としての役割も期待される。

## **こども家庭庁**

こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めいくことをを目指した政府の機関。総理大臣直属の機関として内閣府の外局に位置付けられ、政府全体のこどもに関する施策をこども家庭庁のリーダーシップの下、推進している。

## **こども基本法**

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された法律。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

## **子ども・子育て会議**

子ども・子育て支援法第72条に定められている合議制の機関。子ども・子育て支援に関する施策を推進するために、行政と一体となって子ども・子育て支援事業計画の策定や調査・審議等を行う。

## **子ども・子育て関連3法**

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

## **子ども・子育て支援**

子ども・子育て関連3法に基づき、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

## **こども・子育て支援加速化プラン**

こども未来戦略に基づいて令和6年度からの3年間で集中的に実施する施策のこと。具体的な施策として「児童手当の抜本的拡充」「出産等の経済的負担の軽減」などが掲げられている。

## **子ども・子育て支援事業計画**

子ども・子育て支援法第61条に基づいて市町村が策定する計画。5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援について「量の見込み」(利用ニーズ)を踏まえた「確保方策」(事業の提供体制)が記載されている。

## **こども大綱**

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた大綱。従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、さらに必要なこども施策を盛り込んで令和5年12月22日に閣議決定された。

## **子どもの権利条約**

平成元年11月に国連総会で採択された、子どもの権利の包括的保障を実現するための条約。日本は平成6年5月に批准。児童に、生命に対する固有の権利、養育される権利、自由に自己の意見を表明する権利、結社の自由及び平和的な集会の自由についての権利等を認め、児童を単なる保護の対象者から、権利行使する者への転換を図っている。

## **子供の貧困対策に関する大綱**

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等について定めた指針のこと。こども基本法に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化された。

なお、令和6年9月25日から、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に法律名が変更され、「子供の貧困対策に関する大綱」は「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」として「こども大綱」の一部として組み込まれている。

## **こどもまんなか実行計画**

内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」において決定された、こども大綱に基づいて取り組む具体的な施策を取りまとめた計画。毎年6月頃を目途に、「こども政策推進会議」において「こどもまんなか実行計画」を改定し、継続的に施策の点検と見直しを図ることとされている。

## **こどもまんなか社会**

こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたつて幸せに生活できる社会のこと。こども家庭庁がリーダーシップを発揮し関係省庁と連携しながら、こども基本法及びこども大綱に基づいて「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

## **こども未来戦略**

令和5年12月22日に政府が閣議決定した、次元の異なる少子化対策を実現するための戦略。若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。

## **子供・若者育成支援推進大綱**

子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めた指針のこと。こども基本法に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化された。

## **コミュニティスクール**

「学校運営協議会制度」を導入している学校。学校と地域との連携・協働関係の強化を通じて、より質の高い教育を実現しようとする制度であり、この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。

## **【さ行】**

### **3号認定子ども**

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)。

### **産後ケア事業**

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

## **市町村行動計画**

次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、市町村が策定する計画。国が策定する行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るための施策が記載されている。

## **児童育成支援拠点事業**

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

## **就学前児童**

小学校入学前の児童。小学校に就学している児童のことを就学児童という。

## **小規模保育**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

## **障がい児保育事業**

障がい児担当の保育士を配置し、集団保育が可能な障がいのある子どもを受け入れるための事業。

## **障がい児保育特別対策事業**

障がい児担当の看護師を配置し、医療的ケアが必要な子どもを受け入れるための事業。

## **少子化社会対策大綱**

少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針のこと。こども基本法に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化された。

## **食育**

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図ることができるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。

## **情報モラル教育**

情報化社会の特性を理解し、適正な活動を行うためのもととなる考え方や態度を養うこと目的とした教育。危険回避や、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなども含まれる。

## **自立支援教育訓練給付金**

母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給するもの。

## 【た行】

### 短期入所生活援助事業(ショートステイ)

保護者の病気や出張などの理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設で短期間(7日間以内)の養育をする事業。

### 地域子育て支援センター・地域子育て支援拠点施設

乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場を提供し、子育てについての相談・助言、情報提供など子育て家庭に対する支援を行う場所。地域子育て支援拠点として、公共施設内のスペースや商店街の空き店舗、子育て支援のための拠点施設などで開設される「ひろば型」、保育所で開設される「センター型」、児童館の遊戯室や相談室などで開設される「児童館型」の3つの形態に分けられている。

### 特認校制度

自然、歴史、文化その他の恵まれた環境を生かして、豊かな人間性を育むための教育活動を開催する小規模な小学校及び中学校に通学区域外から児童生徒が通学することを一定の条件のもとに認める制度。

### 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。

## 【な行】

### 2号認定子ども

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)。

### 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)

生後4か月までの乳児のいる家庭を母子保健推進員や保健師などが訪問し、発育、発達などの子育て相談や保健事業などの提供を行う事業。

### 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労状況にかかわらず子どもを一時的に保育所等に預けることができる制度。子どもの育ちを保護者と二人三脚で支えていくということを主軸としており、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭への支援を強化するもの。

### 乳児保育促進事業

保育所や認定こども園が安定的に乳児を受け入れができるよう、乳児保育を担当する保育士の確保を図るための事業。

### 妊婦等包括相談支援事業

各自治体が、主に妊婦とその配偶者に対して、妊娠期からの切れ目ない支援を行う伴走型相談支援。面談等により情報提供や相談等を行い、必要な支援につなぐ。児童福祉法のほかの事業と同様に市町村の実施の努力義務等が規定されている。

## **認可保育所**

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生容理等)を満たして都道府県知事に認可された施設。

## **妊娠婦訪問事業**

妊娠中又は産後に必要な事項について、保健師が訪問し個別の相談・指導を行う事業。

## **認定こども園**

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能と子育て不安に対応した相談活動などの子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たして都道府県知事から認定を受けた施設。認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」がある。

# **【は行】**

## **はじめの100か月の育ちビジョン**

妊娠期から「はじめの100か月」(おおむね小学校に入学する頃まで)までの重要な時期に、全ての子どもが等しく健やかに育つことができるよう、大切にしたい考え方をまとめたもの。令和5年12月22日に閣議決定され、子どもの基本法の理念にのっとり、5つのビジョンが整理されている。

## **バリアフリー**

子どもや妊婦、障がい者、高齢者などが利用しやすいよう段差等の解消等の物理的障壁を取り払うこと。障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、全ての障壁(バリア)の除去という意味でも用いられる。

## **病児・病後児保育事業**

仕事等の理由により家庭での保育ができない保護者に代わり、病気で集団保育が困難な子どもを、病院や保育所などに付設された専用のスペースで一時的に保育するサービス。病児・病後児保育事業には「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」があり、市では病気の回復期に生後12ヶ月から小学校低学年までの子どもを一時的に保育する「病後児対応型」を実施している。

## **ブックスタート事業**

絵本を通して親子が楽しいひとときを過ごすことで、親子の絆を深めることを目的とした子育て支援事業。行政と市民が協働して、全国の自治体で行われている。

## **放課後児童クラブ**

保護者が仕事のために日中家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に指定の場所において、適切な遊びと生活の場を与えるところ。

## **北斗市子ども議会**

将来を担う子どもたちが、まちづくりについて考え、意見を発表する体験を通して、行政や議会への理解を深めるとともに、子どもたちの視点による意見を市政運営の参考とする目的として、北斗市、北斗市教育委員会、北斗市議会の三者共催で開催している。

## **北斗市総合計画**

北斗市における将来のまちづくりや行政運営の方針を定めた市の最上位計画。平成30年度から令和9年度を計画期間とする第2次北斗市総合計画では、まちづくりの将来像を「ほっとするくらしがある ともにすすめる まちづくり～新たな時代への挑戦～」と設定し、4つの基本目標に基づいて施策が体系付けられている。

## **北斗市地域福祉計画**

社会福祉法第107条に基づいて定められる、北斗市の地域福祉のあり方や福祉施策の基本的な方向を定める計画。令和5年度から令和9年度までを計画期間とする北斗市地域福祉計画(第3期計画)では、人権尊重を基本に誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わる全ての方が主役となり、「誰もが幸せで輝くまちづくり」を目指している。

## **北斗市要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法の規定に基づき、要保護児童等の適切な保護や支援を図るため、必要な情報交換、支援に関する協議を行う、児童相談所、警察、学校、幼稚園、保育所、町内会合会など関係者で構成される機関。

## **【や行】**

### **夜間養護等事業(トワイライトステイ)**

保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難な場合に、児童養護施設で養育をする事業。

### **ヤングケアラー**

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもたち。ヤングケアラーであることについて無自覚な場合が多く、また、学業や就職、友人関係などに、様々な影響を被っていると考えられる。

## **【わ行】**

### **ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活の調和を図り、両方を充実させる働き方や生き方のこと。

**北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画  
《令和7年度～令和11年度》**

令和7年3月

発 行 北海道北斗市  
編 集 北斗市民生部子育て支援課

〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号  
TEL 0138-73-3111(内線161～166)  
FAX 0138-73-1401  
ホームページ <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp>  
E-mail [info@city.hokuto.hokkaido.jp](mailto:info@city.hokuto.hokkaido.jp)